

博士學位論文

内容の要旨
および
審査結果の要旨

第 17 号

2018年3月

熊本学園大学

は し が き

本号は、学位規則（昭和 28 年 4 月 1 日文部省令第 9 号）第 8 条による公表を目的とし、平成 30 年 3 月 22 日に本学において博士の学位を授与した者の論文内容の要旨および論文審査結果の要旨を収録したものである。

学位記番号に付した甲は、学位規則第 4 条第 1 項（いわゆる課程博士）によるものであり、乙は同条第 2 項（いわゆる論文博士）によるものである。

目 次

報告番号	学位記番号	学位の種類	氏 名	論 文 題 目	頁
甲第 57 号	博 (甲) 商 第 14 号	博士(商学)	星 田 善 幸	法人税法における「無償取引」に係る収益の認識に関する研究 —法人税法における課税所得概念を中心として—	1
甲第 58 号	博 (甲) 経 済 第 10 号	博士(経済学)	森 千 恵	カンボジア農村部零細事業のビジネス化による所得向上の可能性について —成功事例と農村調査の結果を中心に—	18
甲第 59 号	博 (甲) 文 学 第 6 号	博士(文学)	辛 教 燦	韓流のトランスナショナルリティ研究 —日韓マスコミにおけるナショナルな表象の再考—	27
甲第 60 号	博 (甲) 社会福祉 第 22 号	博士(社会福祉学)	森 本 誠 司	児童発達支援事業における作業療法士の視点を取り入れた保育の有効性に関する研究 ～保育士と作業療法士の協働による支援の新たな展望～	34
甲第 61 号	博 (甲) 社会福祉 第 23 号	博士(社会福祉学)	岡 本 洋 子	自死遺族に対する二次被害の実態と取り組み	45

氏名（本籍）	星田 善幸（熊本県）
学位の種類	博士（商学）
学位記番号	博（甲）商 第14号
学位授与の日付	平成30年3月22日
学位授与の要件	学位規則第20条第1項該当
学位論文題目	法人税法における「無償取引」に係る収益の認識に関する研究 —法人税法における課税所得概念を中心として—
論文審査委員	（主査） 熊本学園大学教授 末永 英男 （副査） 熊本学園大学教授 池上 恭子 （副査） 熊本学園大学教授 堤 豊 （副査） 熊本学園大学教授 岩武 一郎

内容の要旨

法人税法は、その最も重要と思われる所得計算の基本規定について、これを企業会計に依拠することを認めている（公正処理基準）。しかし、所得計算の基本規定である法人税法第22条第2項は、企業会計では収益が認識されない「無償取引」からも、収益が生じることを明文化している。つまり、「無償取引」に係る収益の認識は、法人税法独自の課税所得概念に依拠したものである。しかし、法人税法上、どのような立法趣旨および根拠に依拠して「無償取引」からも収益が生じるのか、今もってその統一的な見解が明らかにされていない。

そこで本論文では、未だ統一的な見解が明らかにされていない「無償取引」に係る収益の認識（収益発生事由）を解明することを目的とした。

法人税の課税物件は法人の「所得」であり、その課税標準は法人の「所得の金額」であることを踏まえると、所得を構成する「益金」ないし「収益」とは、法人課税の本質または法人の課税所得をどう理解するかという、法人税の所得概念の本質から導き出されるものである。また、法の下に規定されている以上、「無償取引」に係る収益は、税法の全体を支配する基本原則である「租税公平主義」および「租税法律主義」はもちろん、「権利確定主義」および「資産の評価益」の取り扱いといった所得算定の原則等とも関係を有する問題である。

したがって、本論文では、「益金（の額）」および「所得（の金額）」を中心に、法人税法に

における課税所得概念（「純資産増加説」）、「権利確定主義」および「資産の評価益」の取り扱いの変遷を考察することで、「租税公平主義」および「租税法律主義」との視座から、「無償取引」の税務上の取り扱いについての研究を行ない、「無償取引」に係る収益の認識（収益発生事由）の解明を行った。

第1章では、本論文が採り上げる問題の所在を明確にするため、「無償取引」に係る収益の認識について、法人税法上の取り扱いと企業会計上の取り扱いを検討した。

法人税法第22条第2項は、対価を伴わない「無償取引」からも収益が生じることを明文化している。一方、企業会計においては、「無償取引」を行った場合、資産の譲受側では収益認識の根拠となる定めがあるが、資産の譲渡側および役務の提供側では、収益として何らかの項目の認識を要求するような定めは存在しない。法人税法は、その最も重要と思われる法人の課税所得算定における基本原則について、これを企業会計に依拠することを認めている。この実定法上の根拠は、法人税法第22条第4項（公正処理基準）にみられるように、「収益の額」は、「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」に従って計算することを要請するところにある。しかし、企業会計では「無償取引」を行った場合に収益を計上する経理は採用されていないのであり、法人税法における無償取引規定が、「公正処理基準」に該当するのかわかりではない状況である。この問題は、「無償取引」に係る「収益」が、企業会計上の「収益」の概念を基礎とするのか法人税法における課税所得概念から認識される「収益」なのかの問題である。

そこで、第2章においては、「公正処理基準」の立法趣旨やその意義を交えながら、「無償取引」と「公正処理基準」との関係について考察を行った。

公正処理基準導入の目的、すなわち、税制簡素化の目的とは、企業利益の計算というものと、法人税の課税所得の計算というものをできる限り一致させることであるが、税法をして単に「企業会計原則」や商法に一致せしめることだけが税制簡素化ではなかった。それは、企業と税務の側に課された非生産的な負担を排除することにより、この目的に沿う形で、法人税法上、法人の会計方法について定めている規定は、原則として廃止または簡素化することで、法人の会計方法の採用についての弾力を認めたのである。つまり、企業会計の利益計算が、法人税法の意図している公平な所得の計算に一致する限り、これを是認し、企業利益の計算を前提として、法人税法上は最小限度必要な要求を規定することによって、課税所得の計算を行うこととしたのである。

したがって、「公正処理基準」とは、税制簡素化の目的を踏襲した上での会計処理の選択性を認めるための規定であり、法人税法のみに規定される「無償取引」については、何ら影響を及ぼさないということになる。このことから、法人税法が規定する「無償取引」に係る収益と

は、税法固有のものであることが明確となった。つまり、「無償取引」に係る収益とは、税法固有の要請から認識されるのであり、企業会計上の収益の概念を基礎とするものではない。

そこで第3章では、現行法人税法が依拠している課税所得概念の基礎理論たる「包括的所得概念（純資産増加説）」について研究を行った。

「包括所得概念（純資産増加説）」を、所得把握におけるフローとストックの関係でみると、2形態の「純資産増加説」が存在する。1つは、「期間的純資産増加説」である。これは、個別経済内における「財貨の流入」および「財貨の流出」というフロー概念の全体から、実体財の裏付けのある実現した「純資産の増加」のみを所得と観念するのである。もう1つは、「時点的純資産増加説」である。これは、2時点間の比較というストックの概念から「実現」を所得の要件とせず、実現した「純資産の増加」のみならず、実体財の裏付けのない「純資産の増加」をも所得と観念するのである。いずれの所得計算方式も、個人のみならず法人に対しても適用することができる。

上記2つの所得計算方式を用いて、わが国の法人税法第22条第2項が規定する「無償取引」に係る収益をみた場合、「期間的純資産増加説」では、仮に、何等かの財貨が流入することを「擬制」し得る理論が確立している場合は別として、説明し得ないのではないかと考えられる。これに対して、「時点的純資産増加説」の観点からみた場合、「無償による資産の譲渡」および「無償による資産の譲受け」については、2時点間の比較というストックの概念から「純資産の増加」を把握することができるが、「無償による役務の提供」については、目的物が役務であることから、ストックの概念では把握することができない。したがって、いずれの所得計算方式においても、「無償取引」に係る収益の認識に対する完全な理論（課税の根拠）とはなり得ない。ここに、先行研究および判例等において統一した見解がみられない理由があると考えられる。

そこで、「無償取引」に係る収益の認識の解明に当たり、まず、わが国法人税法における課税所得概念を明確にするため、第4章では、明治期に焦点を当て、法人の課税所得概念と「権利確定主義」および「資産の評価益」の取り扱いについて考察を行った。

明治32年所得税法における法人の課税所得計算に関する規定は極めて簡素なもので、その体系の未熟さゆえに法人の決算を支配していた商法の影響下にあり、課税所得計算の原則等は、財産法による純資産の増加を利益とする商法の規定に大きく依存していた。また、損益の年度帰属の基準については、当時においても法的債権・債務の確定を基準としており、原則として「権利確定主義」を採用していた。さらに、法人においては、一時の所得も課税の対象とされていたことから、当時の課税所得概念は、「一定期間におけるあらゆる純資産の増加」を「所得」と観念する「純資産増加説」であった。また、所有資産の評価益も「総益金」に含むこと

とされていたことから、当時の課税所得概念は、「時点的純資産増加説」を基礎としたものであったと解された。

第 5 章では、大正期を中心に、法人の課税所得概念、「権利確定主義」および「資産の評価益」の取り扱いについて考察するとともに、「無償取引」についても考察を行った。

大正期における法人の課税所得概念も、「純資産増加説」に依拠し、損益の年度帰属は、原則として「権利確定主義」を採用していた。しかし、資産の評価益への課税については、所有資産の評価の困難性といった税務行政における実行可能性等を理由として、大正 9 年所得税法改正を機に、資産の値上がり益の事実があり、かつ、法人が任意計上によりその資産の帳簿価額を引き上げた評価益の事実がある場合に限り、当該任意計上額は「総益金」とする方式に改められた。つまり、当時の課税所得は、「時点的純資産増加説」による理論上の所得に制約を課したものであった。

一方、大正 9 年所得税法改正に際して、配当金総合課税法が実施され、所得の総合課税を免れるため、同族会社を通じた種々の合法的手段により、税負担の軽減を図る者が増加したことから、その後の所得税法改正（大正 12 年、大正 15 年）により、同族会社を通じて行った行為につき、脱税の目的ありと認められた場合は、その行為を否認し所得金額の計算をなし得ることとなった。また、上記の同族会社を通じて行なわれた合法的手段の中には、「低額譲渡（無償取引）」が認識されていた。したがって、同族会社を通じた脱税を目的とした行為は、大正 9 年所得税法改正を機に増加したのであり、大正 9 年までの法人所得課税制度において、「低額譲渡（無償取引）」のケースは僅少であったと推察された。また、大正 12 年に同族会社に関する特別な規定を設けなければならなかったことから判断すると、法人の所得計算の基本規定では、「低額譲渡（無償取引）」からも益金が生ずる課税理論は確立していなかったことを意味するものと解された。

以上のことから、法人所得課税制度において、法文上、「無償取引」が課税の対象となった端緒とは、同族会社が行う脱税の目的をもってなされる取引に対応することにあり、その基底には「課税の公平」の理念があった。それは、「無償取引」に関する課税理論の未成熟さの表れでもあり、「課税の公平」を理念として創設された所得税法としての法の要請でもある。

第 6 章では、昭和 15 年法人税法および昭和 25 年法人税法を中心に、引き続き、制度史的経緯を踏まえながら考察を行った。

昭和 15 年法人税法においても、課税所得概念は、従来通り「純資産増加説」に依拠し、損益の年度帰属は、原則として「権利確定主義」を採用していた。所有資産の評価益への課税は、大正 9 年の課税方式を引き継いだものであった。

「無償取引」については、昭和初期の段階で、非同族会社における「無償取引」についても、

課税所得概念および課税の公平原則の観点から「無償取引」に関する問題点および改善策について触れる文献が見られ、非同族会社の場合においても課税すべきと指摘していたことは注目すべきことである。したがって、この事実から、昭和初期においても、法人の所得計算の基本規定では、「無償取引」から益金が生ずる課税理論は、一般論として依然として確立していなかったと解された。

昭和 25 年法人税法においても、法人の課税所得概念は、「純資産増加説」に依拠しており、損益の年度帰属についても、原則として「権利確定主義」を採用していた。また、所有資産の評価益への課税に関しても、任意計上した所有資産の評価益のみ課税する方式を踏襲したものであった。

「無償取引」については、所得税法とのかかわりで、注目すべき局面を迎えることとなった。昭和 25 年の所得税法の中にみなし譲渡課税の規定が組み込まれ、昭和 27 年に改正され贈与等による資産の場合に限り、譲渡所得を清算する制度が残されることとなった。法人税法においても所得税法の趣旨と同様の解釈がなされていたことに鑑みると、昭和 27 年頃には法人税法第 9 条第 1 項をもって「無償取引」にも課税をしていたといえる。このことは、当時の法人税基本通達や一般の理解からも窺えるもので、「無償取引」がなされた場合、実際の譲渡価額と時価との差額はその相手方に贈与（寄附）したものとして取り扱われる。「無償による役務の提供」については、直接的に課税するとする資料を見つけることはできなかったが、当時、一般的に、法人税は、資産の無償譲渡はもちろん、一般に相当の対価を得ないで取引を行った場合には、相当の対価があったものと認定することと解されていたことから、「無償による役務の提供」による収益も所得計算に含まれていたと解された。

第 7 章では、これまでの考察を基に、現行法人税法における法人の課税所得概念、「権利確定主義」および「資産の評価益」の取り扱いについて考察した。「無償取引」については、立法趣旨を中心に考察を行った。

現行法人税法における課税所得概念は、明治 32 年から首尾一貫して、「純資産増加説」に依拠し、損益の年度帰属については、原則として「権利確定主義」を基本としている。これらを基底に、法人の課税所得算定方法は、商法および商慣習を基調とし、漸次、企業会計の理論を包含して、「益金の額」に算入される「収益の額」の算定を行うものへと帰着したと解された。また、所有資産の評価益については、法人税法第 22 条第 2 項における「その他の取引」に属し、当該評価益も「益金の額」に算入されるのであるが、法人税法第 25 条の「別段の定め」により、法人税法体系の観点から、原則として「益金の額」に算入しないこととなった。

次に、「無償による資産の譲渡」については、昭和 38 年 3 月 8 日税法整備小委員会における第 19 回審議で、「固定資産等を贈与した場合には、所得税法第 5 条の 2 と同様にその贈与

時の時価によつて贈与されたものとして規定する方向で検討する。」と述べられており、法人税法における「無償取引」は、昭和 25 年に導入された旧所得税法第 5 条の 2 のみなし譲渡課税と同様の趣旨（「清算課税説」）であることを明言している。

また、「無償による役務の提供」については、昭和 40 年法人税法全文改正の趣旨が、規定の具体化であつて、従来の法人税法の所得計算の変更を意図したものではないこと、「収益の額」には、「無償による役務の提供」が例示されているが、従来の取り扱いと変わるものではないとの見解が示されていることから、法人税法第 22 条第 2 項における取引の例示は、「無償取引」も含め、従来から「総益金」の解釈によつて課税の対象とされてきた取引であるということである。

第 8 章では、「無償取引」に係る収益の課税根拠に関する学説と判例の考察をした。

「無償による資産の譲渡」の判例の 1 つである相互タクシー事件は、旧法下で争われた事案であつた。判示が説示する収益発生事由は、「法的基準説」も同様に示すように、保有固定資産において実体的利益である値上がり益が発生し、当該資産の譲渡を契機に実現した収益となる、「キャピタル・ゲイン課税説」に依拠していた。しかし、現行法下での南西通商株式会社事件では、「適正所得算出説」に依拠し、すべての無償による資産の譲渡において「収益の擬制」を認めた。したがつて、「無償による資産の譲渡」の場合、「キャピタル・ゲイン課税説」または「法的基準説」が、その収益発生事由として支持される一方で、近年では、「適正所得算出説」に依拠した判決も現れている。

「無償による役務の提供」の場合、旧法下における京都証券取引所事件の第 1 審および現行法下における清水惣事件の控訴審においては、貸主から借主への通常の利息相当額の経済的利益の移転をもつて収益発生事由としており、「同一価値移転説」の論理に影響を与えたと解された。一方、清水惣事件の控訴審では、その理由の一部として、「有償取引同視説（二段階説）」の論理を踏襲しているものと解され、無利息貸付けからも有償の場合と同様に、税法の最重要目的の一つである「課税の公平」概念をその収益発生事由の基礎として、通常の利息相当額の対価と同額の収益発生を認識するとしている。しかし、近年では、「適正所得算出説」における論理の一部も支持されるような動向が見受けられる。

「無償による資産の譲受け」については、従来から法人税法では、無償により譲受けた資産を、時価相当額で受け入れるとともに、その譲受けによる収益については、これを実現した収益として法人の所得を構成するものとされている。裁判例においても同様に、「無償による資産の譲受け」による収益は、法人の所得を構成するものと解されている。

「その他の取引」についての裁判例としては、オウブンシャホールディング事件が挙げられ、本件の事案が法人税法第 22 条第 2 項にいう「取引」に該当すると判断している。また、

高裁および最高裁においては、「取引」について「関係者間の意思の合致に基づいて生じた法的及び経済的な結果を把握する概念」という解釈が示された。しかしながら、取引の概念は基本的には、私法（主に商法）に依存した私法上の法律行為と会計慣行上認められた取引を指すことになり、取引における「合意」を特に強調するような見解は出てこないと考えられる。

以上のように、法人税法第 22 条第 2 項が規定する「無償取引」、特に、「無償による資産の譲渡」および「無償による役務の提供」に係る収益発生事由についての見解は、学説および判例のいずれにおいても統一した見解は見受けられなかった。

そこで第 9 章では、これまでの考察を基に、現行法人税法が依拠している「純資産増加説」の意義を今一度明確にし、「無償取引」に係る収益の認識の解明を行った。

法人税法における所得計算方式は、「時点的純資産増加説」の考え方に、適宜、「期間的純資産増加説」の考え方を採り入れてきた。そして、法人税法第 25 条の規定を設けることで、原則として未実現利益である所有資産の評価益を課税所得に含まないとしたことから、「期間的純資産増加説」と「時点的純資産増加説」が一致する実現した「純資産の増加」を、収益発生事由として「課税所得」とする観念に帰着したと解された。

「無償による資産の譲渡」による収益の課税根拠とは、旧所得税法第 5 条の 2（現行所得税法第 40 条、第 59 条）のみなし譲渡課税と同様の趣旨であり、所有資産について、既に発生しているキャピタル・ゲインを、当該資産の譲渡を契機に、実現した「経済的価値の増加」と捉え、「益金の額」に算入すべき「収益の額」として認識する。つまり、ストックの価値増加分を「純資産の増加」として課税所得と捉える、「時点的純資産増加説」による所得計算方式により収益を認識する。また、「無償による資産の譲受け」の場合も、対価がないことから、「期間的純資産増加説」では収益として認識できず、「時点的純資産増加説」でしか収益として認識できない。

「無償による役務の提供」の場合、例えば、無利息融資について、貸主は、ただ元本債権を保有していたにすぎず、当該資産（金銭）に何等かの利益（キャピタル・ゲイン）が、既に発生していることが説明できない。しかし、無利息貸付けによって、貸主から借主に対して、一定の経済的価値がたしかに移転するのである。すなわち、「無償による役務の提供」がなされた場合、税法が課税を予定している経済的利益は、経済的活動の結果について税法上の評価を加え、それが所得を構成すると認識される場合には、当該経済的利益は課税の対象となると解される。つまり、「無償による役務の提供」の場合の経済的利益に対しては、「租税公平主義」による税法上の評価から、当該経済的事実により発生する経済的利益を「経済的価値の増加」と捉えるものと解された。

他方、法人税法は、「無償による役務の受入れ」については、何等の規定も設けていない。「無償による役務の受入れ」については、通常、提供側に支払うべき費用を免除されたことによって、当該費用分の経済的利益によって「純資産の増加」とみることができる。しかし、それが事業活動に関して生じたものであるときは、その受け入れによる経済的利益の額は企業活動とともに経営成果として企業利益に含まれてくることとなるので、収益として計上しなくとも課税上の弊害がない。

次に「無償取引」に係る収益と「権利確定主義」との関係について明らかにした。「権利確定主義」とは、「給付可能性ある所得を確定するための基準」であると同時に、「収益帰属の時期認識の基準」の二面性をもつのである。そして、「権利確定主義」の内容は、公平な負担と税務行政上の便宜という点から、元より販売、引渡および権利の移転等の基準をも相当広範に採用しているのであり、ここで求められているのは、法的テストとしての「客観的な、企業的意思によって任意に左右し得ない基準」である。この意味において、「権利確定の要件」というものは、上記2つの基準を担保するための要件であるといえる。

「期間的純資産増加説」においては、「財貨の流入」について客観性ないし確実性が得られた時点で、「権利確定の要件」を満たすと考えられる。これに対して、「時点的純資産増加説」の場合、そこで算定された所得の特徴は、その所得としての大きさに確実性ないし客観性が認められるところに利点があるのである。つまり、「時点的純資産増加説」により認識される収益は、それ自体をもって、「客観的な、企業的意思によって任意に左右し得ない基準」を担保するものといえることができる。

したがって、「時点的純資産増加説」により認識される「無償による資産の譲渡」および「無償による資産の譲受け」による収益は、すでに客観性ないし確実性を担保するための法的テストは充足されていることから、「権利確定主義」の一面である「収益帰属の時期認識の基準」の要請により、当該収益は、取引を行なった日（または契約の効力発生日）の属する事業年度の収益とされる。

また、「無償による役務の提供」による収益は、役務の提供があったときに、当該取引から発生する「経済的利益」を、「租税公平主義」の要請から「経済的価値の増加」と捉えることで、「無償」という形態からも所得を構成する収益を認定する。この場合、法の要請する「租税公平主義」により収益を認定することから、収益認定の時点で「給付可能性ある所得」として認められる。したがって、当該収益は、取引を行なった日の属する事業年度の収益とされる。

以上のことから、法人税法における「無償取引」に係る収益は、「収益」ないし「取引」を「擬制」することにより認識されるのではなく、「時点的純資産増加説」と「租税公平主義」

および「租税法律主義」の要請から認識または認定される収益である。そして、その発生事由は、「純資産の増加（経済的価値の増加）」であるとの結論に帰結した。それは、「権利確定主義」や「資産の評価益」の理論と相互に関係しており、昭和 40 年法人税法全文改正を機に、「租税法律主義」の要請により明文化されたもので、「租税公平主義」および「租税法律主義」による要請を受けた法人の課税所得概念を基礎に、法的所得として把握されるものである。

審査結果の要旨

（論文の主題）

本論文は、法人税法 22 条 2 項に例示されている「無償取引」に係る収益の認識（収益発生事由）の解明を試みることにあつた。換言すれば、この問題は、税法独自の概念である「益金」および「所得」とは何かという問題でもある。そこで、「益金（の額）」および「所得（の金額）」を中心に、法人税法における課税所得概念（「純資産増加説」）、「権利確定主義」および「資産の評価益」の取り扱いの変遷を考察することで、「租税公平主義」および「租税法律主義」との視座から、「無償取引」の税務上の取り扱いについての研究を行い、「無償取引」に係る収益の認識（収益発生事由）の解明を行うことを主題としている。

（論文の概要）

第 1 章では、本論文が採り上げる問題の所在を明確にするため、現行法人税法における課税所得計算構造を確認するとともに、「無償取引」に係る収益の認識について、法人税法上の取り扱いと企業会計上の取り扱いを検討している。

周知のように、法人税法 22 条 2 項（以下、「法 22 条 2 項」のようにいう）は、対価を伴わない「無償取引」からも「益金の額」に算入すべき収益が生じることを明文化したものであるが、企業会計上、「無償取引」が行われた場合、資産の譲受側では収益認識の根拠となる定めがあるが、資産の譲渡側および役務の提供側では、収益として何らかの項目の認識を要求するような定めは存在しない。

法 22 条 4 項の規定である「公正処理基準」に基づいて、「益金の額」に算入すべき「収益の額」は企業会計上の収益の概念を基礎としているが、企業会計では認識されない法人税法上の「無償取引」に係る収益の認識とは、税務上の特別の定めをしていることになる。

第 2 章においては、法 22 条 4 項「公正処理基準」の立法趣旨およびその意義を検討した後、主に課税所得計算と「公正処理基準」との関係について考察するとともに、「公正処理

基準」の設定理由である「税制簡素化」の趣意を明確にし、法人税法上の「無償取引」と「公正処理基準」との関係について考察を行っている。

法 22 条 4 項の創設に直接的に影響を与えた昭和 41 年税制調査会「税制簡素化についての第一次答申」は、税制の簡素化を目的としたが、企業利益の計算と法人税法の課税所得の計算とをできる限り一致させること、つまり、税法をして単に「企業会計原則」や商法に一致せしめることだけが税制簡素化ではなかった。本旨は、企業会計の利益計算が、法人税法の意図している公平な所得の計算に一致する限り、これを是認し、企業利益の計算を前提として、法人税法上は最小限度必要な要求を規定することによって、課税所得の計算を行うことにあつたとする。

したがって、「公正処理基準」とは、税制簡素化の目的を踏襲した上での会計処理の選択性を認めるための規定であり、法人税法のみに規定される「無償取引」については、何ら影響を及ぼさないということになる。このことから、法人税法が規定する「無償取引」に係る収益とは、税法固有の要請から認識されるのであり、企業会計上の収益の概念を基礎とするものではないとする。

第 3 章では、税法固有の要請から認識される収益とは何であるのかを明確にするため、現行法人税法が依拠している所得概念、すなわち「包括的所得概念（純資産増加説）」について研究が行われている。通説に従い「期間的純資産増加説」と「時点的純資産増加説」に分類し、法 22 条 2 項が規定する「無償取引」に係る収益をみた場合、「期間的純資産増加説」では、仮に、何等かの財貨が流入することを「擬制」し得る理論が確立している場合は別として、説明し得ないのではないか。これに対して、「時点的純資産増加説」の観点からみた場合、「無償による資産の譲渡」および「無償による資産の譲受け」については、2 時点間の比較というストックの概念から「純資産の増加」を把握することができるが、「無償による役務の提供」については、目的物が役務であることから、ストックの概念では把握することができないと指摘する。

したがって、いずれの所得概念の所得計算方式においても、「無償取引」に係る収益の認識に対する完全な理論（課税の根拠）とはなり得ないし、ここに、先行研究および判例において統一した見解がみられない理由があると主張する。

そこで、「無償取引」に係る収益の認識の解明に当たり、まず、わが国における法人税法の課税所得概念を明確にする必要があるとして、明治期からの制度史を検討することで、無償取引と不可分の要素である所得概念の検証や権利確定主義の取り扱い及び資産評価損益の認識等の問題を以下の章で明確にしていく。

第 4 章では、所得に対する課税が行われるようになった明治 20（1887）年所得税法、そし

て、法人所得課税制度が導入された明治 32（1899）年所得税法について、法人所得課税における課税所得計算構造を明確にし、その課税所得概念を考察している。また、同時に、「権利確定主義」および「資産の評価益」の取り扱いについても考察を行っている。

なかでも明治 32 年所得税法における法人の課税所得計算に関する規定は極めて簡素で、決算を支配していた商法の影響下にあり、課税所得計算の原則等は、財産法による純資産の増加を利益とする商法の規定に大きく依存していたが、そこでの「総益金」および「総損金」は、「総益金＝収入＋財産評価益」および「総損金＝支出＋財産評価損」として捉えられており、この「総益金」および「総損金」には、法人の所有資産の評価損益も含まれていたと指摘する。

また、先行研究では、当時の損益の年度帰属の原則については、明確に示されていないが、本論文においては、法人の「総益金・総損金」と個人の「総収入金額・必要な経費」の解釈を対比することで、原則として「権利確定主義」を採用していたと自説を主張している。さらに、法人においては、一時の所得も課税の対象とされていたことから、当時の課税所得概念は、「一定期間におけるあらゆる純資産の増加」を「所得」と観念する「純資産増加説」で、法人の所有資産の評価益も課税所得に包含されていたことから、未実現の「純資産の増加」も課税所得に含むことになるので、「時点的純資産増加説」を基礎としたものであったという。

第 5 章では、大正期を中心に、法人の課税所得概念、「権利確定主義」および「資産の評価益」の取り扱いについて考察し、また、「無償取引」については、大正末期における同族会社の行為計算否認規定を端緒とした、独自の理論を展開している。

とりわけ大正 9（1920）年の所得税法改正における法人所得の課税方法は、従来における課税趣旨とは異なり、主観的納税義務を認識させるなど、法人の所得に対する課税主義に一大変革を加えたものであったが、当時の「総益金」および「総損金」の意義については、資本の払込み以外における純資産の増加または減少の原因となるべき一切の事実を指すものであると解釈されており、従来通りの解釈がなされていたとする。その上で、資産の評価益への課税については、所有資産の評価の困難性といった税務行政における実行可能性等を理由として、この大正 9 年所得税法改正を機に、資産の値上がり益の事実があり、かつ、法人が任意計上によりその資産の帳簿価額を引き上げた評価益の事実（評価手続き＝内部取引）がある場合に限り、当該任意計上額は総益金とする方式に改められ、当時の課税所得は、「時点的純資産増加説」による理論上の所得に制約を課したものになったと指摘する。また、損益の年度帰属の基準は、原則として「権利確定主義」を採用していたとする。

一方、「無償取引」の端緒を大正期の同族会社を通じた脱税目的の行為に求めている。つまり、同族会社を通じた脱税を目的とした行為は、大正 9 年所得税法改正を機に増加したの

であり、大正9年までの法人所得課税制度においては、「低額譲渡（無償取引）」のケースは僅少であったと推測している。また、大正12（1923）年に同族会社に関する特別な規定を設けなければならなかったことから判断すると、法人の所得計算の基本規定である大正9年所得税法第4条では、「低額譲渡（無償取引）」から益金が生ずる課税理論は確立していなかったことを意味するものと解されるとする。

以上のことから、法人所得課税制度において、法文上、「無償取引」が課税の対象となった端緒とは、同族会社が行う脱税の目的をもってなされる取引または富の移転に対応することであり、その基底には「課税の公平」の理念があった。それは、「無償取引」に関する課税理論の未成熟さの表れでもあり、「課税の公平」を理念として創設された所得税法としての法の要請でもありと自説を展開する。資料に基づく新発見と評価したい。

第6章では、第1種所得税として所得税法の中に規定されていた法人所得税が、独立の法人税として創設された昭和15（1940）年法人税法と、シャウプ勧告に基づく改正が行われた昭和25（1950）年法人税法について考察を行っている。

昭和15年法人税法においても、課税所得概念は、従来通り「純資産増加説」に依拠し、損益の年度帰属は、原則として「権利確定主義」を採用していた。所有資産の評価益への課税は、大正9年の課税方式を引き継いでおり、課税所得は「時点的純資産増加説」による理論上の所得に制約を課したものであったとする。

また、「無償取引」に関する先行研究においては、昭和初期の段階での非同族会社における「無償取引」については論じられていないが、当時すでに財政学者の神戸正雄氏の著作に課税の公平原則の観点から「無償取引」に関する問題点および改善策についての記述を見出すことができ、当時、同族会社の行為計算否認の一般規定の中でのみ言及されるに止まっていた「無償取引」について、所得概念および課税の公平原則の観点から、非同族会社の場合においても課税すべきと指摘されていた点を指摘する。この事実から、昭和初期においても、法人の所得計算の基本規定では、「無償取引」からも益金が生ずる課税理論は、一般論として依然として確立していなかったと推論している。

その後、昭和25年にシャウプ勧告に基づく税制の全面的改革が実行され、わが国法人税法もその一環として大改正されるに至るが、所得計算の基本原則は、原則として「権利確定主義」を、所有資産の評価益への課税に関しては、従来通り、任意計上した所有資産の評価益のみ課税する方式を踏襲したものであったことから、「時点的純資産増加説」による理論上の所得に制約を課したものになっていると指摘する。

「無償取引」については、所得税法とのかかわりで、注目すべき局面を迎えることになる。昭和25年の所得税法の中にみなし譲渡課税の規定が組み込まれ、昭和27（1952）年に改正

され贈与等による資産の場合に限り、譲渡所得を清算する制度が残されることとなった。法人税法においても所得税法の趣旨と同様の解釈がなされていたことに鑑みると、昭和 27 年頃には法人税法第 9 条第 1 項をもって「無償取引」にも課税をしていたとの確証を与えている。

なお、「無償による役務の提供」については、直接的に課税とする資料を見つけることには成功していないが、昭和 36 (1961) 年「税制調査会答申」において、「法人税は、一般に資産の無償譲渡又は低額譲渡はもちろん、一般に相当の対価をえないで取引を行なった場合には、相当の対価があつたものと認定することとしている」と述べられていることから、「無償による役務の提供」による収益も所得計算に含まれていたと解してよいと判断している。

第 7 章では、昭和 40 (1965) 年法人税法全文改正による現行法人税法の課税所得算定における基本原則および課税所得概念が、どのように変化または変容を遂げたのかが考察される。また、「無償取引」については、立法趣旨を中心に考察がなされるが、その際、これまでの先行研究では触れられていない新たな資料を用いることで、「無償による資産の譲渡」の課税根拠について、本論文の結論に理論的根拠を与えている。

まず、現行法人税法における課税所得概念は、明治 32 (1899) 年から首尾一貫して、「純資産増加説」に依拠し、損益の年度帰属については、原則として「権利確定主義」を基本としていることを確認している。所有資産の評価換えによる評価益については、法 22 条 2 項の「その他の取引」に属し、益金の額に算入されるが、法 25 条の「別段の定め」により、原則として益金へ算入しないこととなった点も確認される。

次に、本題の「無償取引」の規定は、昭和 40 年改正前の趣旨を踏襲しており、規定の明確化または「租税法律主義」の徹底という要請から、法 22 条 2 項における取引の例示の 1 つとして明文化されていることを明らかにする。

「無償による資産の譲渡」については、昭和 38 (1963) 年 3 月 8 日税法整備小委員会における第 19 回審議で、「固定資産等を贈与した場合には、所得税法第 5 条の 2 と同様にその贈与時の時価によって贈与されたものとして規定する方向で検討する。」という資料に基づき、法人税法における「無償取引」は、昭和 25 (1950) 年に導入された旧所得税法第 5 条の 2 のみなし譲渡課税と同様の趣旨（「清算課税説」）であることを導出している。

また、「無償による役務の提供」については、昭和 40 (1965) 年法人税法全文改正の趣旨が、規定の具体化であって、従来の法人税法の所得計算の変更を意図したものではないとの立法趣旨に鑑み、「収益の額」に「無償による役務の提供」が例示されているのは、従来の取り扱いと変わるものではなく、課税の対象であったとの見解を示している。

第8章では、「無償取引」からも収益が生じるとされる同規定の意義および根拠について、如何なる根拠または論拠によって「益金の額」に算入すべき「収益の発生」を捉えるのか、種々の学説および判例を採り上げながら検討が加えられている。

「無償による資産の譲渡」の判例として、昭和40年改正前の旧法人税法下で争われた相互タクシー事件および現行法人税法下での南西通商株式会社事件を取り上げているが、無償による資産の譲渡の場合、「キャピタル・ゲイン課税説（清算課税説）」または「法的基準説」が、その収益発生事由として支持される一方で、近年では、「適正所得算出説」に依拠した判決も現れていると分析している。

次に、「無償による役務の提供」の場合、旧法人税法下における京都証券取引所事件の第1審判決および現行法人税法下における清水惣事件の控訴審判決においては、貸主から借主への通常の利息相当額の経済的利益の移転をもって収益発生事由としており、「同一価値移転説」の論理に影響を与えたと分析する。一方、清水惣事件の控訴審判決ではその理由の一部として、「有償取引同視説（二段階説）」の論理を踏襲しているものと解され、無利息貸付けからも有償の場合と同様に、通常の利息相当額の対価と同額の収益発生を認識するとしている。したがって、「無利息貸付け」の場合、「同一価値移転説」または「有償取引同視説（二段階説）」、あるいはこれらの論理を複合的に用いて、その収益発生事由として支持されている。しかし、近年では、資産の無償譲渡と同様に、「適正所得算出説」における論理の一部も支持されるような動向が見受けられると分析している。

ところで、本論文は本旨からいささか離れるが、法22条2項の「取引」の範囲についても言及している。オウブンシャホールディング事件を引き合いに出して、高裁および最高裁において解釈された「関係者間の意思の合致に基づいて生じた法的及び経済的な結果を把握する概念」とする「取引」は、制度史上及び立法趣旨からしても、「合意」を特に強調するような解釈は出てこないという。あくまでも、「取引」の概念は基本的には、私法（主に商法）に依存した私法上の法律行為と会計慣行上認められた取引を指すことであって、財産（権利を含む）の移動があれば、例え対価なしであっても、つまり無償取引でも取引に該当すると主張したいのであろう。

いずれにしても、本章では、法22条2項が規定する「無償取引」に係る収益発生事由についての見解は、学説および判例のいずれにおいても統一した見解は見受けられなかったと結論する。

そこで第9章では、これまでの考察を基に、法人税法が依拠している「純資産増加説」の意義を今一度明確にし、「無償取引」に係る収益の認識の解明を行っている。

まず、法人税法における所得計算方式は、「時点的純資産増加説」の考え方に、適宜、「期

間的純資産増加説」の考え方を採り入れてきたが、法 25 条の規定を設けることで、原則として未実現利益である所有資産の評価益を課税所得に含まないとしたことから、「期間的純資産増加説」と「時点的純資産増加説」が一致する実現した「純資産の増加」を、収益発生事由として「課税所得」とする観念に帰着したと解されると、本論文の論題への回答を与える。その上で、無償による資産の譲渡について、キャピタル・ゲイン説（清算課税説）に軍配を上げている。

次に、キャピタル・ゲイン説（清算課税説）で説明がつかない「無償による役務の提供」がなされた場合、税法が課税を予定している経済的利益は、単に現金または現金等価物を伴う利益ではなく、経済的活動の結果について税法上の評価を加え、それが所得を構成すると認識される場合には、当該経済的利益は課税の対象となると解されたとする。つまり、「無償による役務の提供」の場合の経済的利益に対する税法上の評価とは、「担税力に即した課税」と租税の「公平」ないし「中立性」を要請する「租税公平主義」による税法上の評価から、当該経済的事実により発生する経済的利益を「経済的価値の増加」と捉えるものと解している。いわば、適正所得算出説による収益発生事由の認識であると評価できる。

次に、本論文の「無償取引」に係る収益に関するもう一方の軸である「権利確定主義」との関係を明らかにしている。

「期間的純資産増加説」においては、「財貨の流入」について客観性ないし確実性が得られた時点で、「権利確定の要件」を満たすと考えられるのに対して、「時点的純資産増加説」の場合、そこで算定された所得の特徴は、確実性ないし客観性が認められるとする。つまり、「時点的純資産増加説」により認識される「無償による資産の譲渡」および「無償による資産の譲受け」による収益は、すでに客観性ないし確実性を担保するための法的テストは充足されているとする。

また、「無償による役務の提供」による収益は、役務の提供があったときに、当該取引から発生する「経済的利益」を、「租税公平主義」の要請から「経済的価値の増加」と捉えることで、「無償」という形態からも所得を構成する収益を認定する。この場合、収益認定の時点で「給付可能性ある所得」として認められるので、「権利確定の要件」は充足しているとする。

したがって、法 22 条 2 項が規定する「無償取引」に係る収益は、権利確定主義における「権利確定の要件」である法的テストを行なう前に、すでに充足しているといえることができる。

以上のことから、法人税法における「無償取引」に係る収益は、「収益」（例えば、適正所得算出説の場合）ないし「取引」（例えば、二段階説の場合）を「擬制」することにより認識されるのではなく、「時点的純資産増加説」と「租税公平主義」および「租税法律主義」

の要請から認識（本論文では、「無償による役務の提供」の場合、公平の観点から収益が認識されるため、「認定」という用語を用いている）される収益である。そして、その発生事由は、「純資産の増加（経済的価値の増加）」であるとの結論に至っている。それは、「権利確定主義」や「資産の評価益」の理論と相互に関係しており、昭和40年法人税法全文改正を機に、「租税法律主義」の要請により明文化されたもので、「租税公平主義」および「租税法律主義」による要請を受けた法人の課税所得概念を基礎に、法的所得として把握されるものである。

（論文の評価）

本論文では、法人税法における「無償取引」に係る収益の認識に関する研究を行っている。「無償取引」も法22条2項の益金の額に該当する例示として列挙されている以上は、課税所得概念から解明されなければならない。しかし、先行研究においては、「無償取引」に係る収益と法人の課税所得概念とを直接的に関係づけて論ずるものは少なく、有償取引同視説（二段階説）にみられるように、取引の「擬制」による課税を支持する文献が散見されていた。

そこで本論文では、法人税法における課税所得概念を中心に、「権利確定主義」や「資産の評価益」の取り扱いといった所得計算の原則等を研究することで、今もって統一的な見解が明らかにされていない「無償取引」に係る収益の認識について、先行研究とは違った視座から、独自の見解を導き出すことに成功している点は、高く評価できる。この際、先行研究では見られなかった新たな資料の掘り起こしと新事実の洗い出しを入念に行い、その上で、自説を展開できていると評価できる。

しかしながら、筆者自身も認めているように、特に「無償による役務の提供」について、「無償取引」が明文化された昭和40（1965）年以前の研究が資料の不足から皆無に等しいことを指摘しておきたい。そのために、本論文は、歴史的事実をもとに「無償取引」の存在意義を究明する構成であるが、「無償による役務の提供」による収益の認識に関する十分な歴史的文獻を示すことができず、その収益の認識については更なる研究が必要である点である。

だからといって、本論文の価値が下がるものではない。まず、第4章で明治32年所得税法が法人課税の場合に「総益金・総損金」といいつつも、個人課税の場合の「総収入金額・必要な経費」の解釈から、「権利確定主義」の採用を論証していること、第5章で大正12年の同族会社の行為計算否認規定に「無償取引」（このときは低額譲渡）の端緒を見出していること、第6章では、昭和初期の神戸正雄氏（財政学者）の著作から所得概念や課税の公平の立場で非同族会社での無償取引に課税すべきことを論じた先駆的文獻を発見していること、また同じく第6章で、昭和27年に所得税法の譲渡所得の中に組み込まれた清算課税説（キャ

ピタル・ゲイン説) の考え方が法人税法でも採用されたことを資料上で明らかにしていること、そして第7章では、昭和38年税法整備小委員会審議録(第19回審議)の中に、旧所得税法5条の2のみなし譲渡課税と同様の清算課税説であることを明言している資料を見つげ出すなど、本論文の独創的な論考は、資料的価値の点からも、極めて高いと評価してよいであろう。

したがって、広範な資料収集とその地道な分析及び適切な論証によって導かれた新たな知見と評することができる。よって、商学博士の学位に値するものと判定する。

学位論文審査委員

主査	熊本学園大学教授	末永 英男
副査	熊本学園大学教授	池上 恭子
副査	熊本学園大学教授	堤 豊
副査	熊本学園大学教授	岩武 一郎

氏名（本籍）	森 千恵（熊本県）	
学位の種類	博士（経済学）	
学位記番号	博（甲）経済 第10号	
学位授与の日付	平成30年3月22日	
学位授与の要件	学位規則第20条第1項該当	
学位論文題目	カンボジア農村部零細事業のビジネス化による所得向上の可能性について ー成功事例と農村調査の結果を中心にー	
論文審査委員	（主査） 熊本学園大学教授	マング・マング・ルウィン
	（副査） 熊本学園大学教授	田中 利彦
	（副査） 熊本学園大学教授	山内 良一

内容の要旨

開発途上国の大多数の人々は農村部に居住し、貧困層の多くを占めている。これまで、国際社会は様々なアプローチによってその開発を試みてきたが、都市部の経済成長が優先され、農村部は経済発展から取り残されてきた。しかし、大きな格差が生じることなく、国全体が健全に成長していくためには、人口の多くが居住する農村部の発展は不可欠である。

また、これまで開発途上国に対するアプローチは援助が中心であった。確かに援助は開発途上国の開発に貢献してきたが、開発途上国の人々が長期にわたって貧困状態から抜け出し、発展していくには援助だけでは不十分である。近年、開発途上国の参加と、持続的な発展を促すアプローチとしてビジネスの役割が重要視されてきたのには、こうした背景がある。

開発途上国の農村部において中心的な事業の形態である零細事業を成長させることが、農村の居住者の所得が向上し、より良い生活を獲得する手段となり得る。研究の背景は、カンボジアの農村部でラタン手工芸品(Rattan Handicraft：以下 RH)産業が女性たちの貴重な就業機会であることがわかったことである。しかし、それが零細事業であるがゆえに、効率が悪く十分な収入が得られないことが明らかになった。そして、開発途上国の農村では、小規模な農業や零細事業が中心であるが、農業が政府や組合の支援を受ける機会が多いのに対し、零細事業はその対象から外れがちである。また、農村部の発展として工業化や、インフラの

整備によるものが考えられるが、農村の零細事業が所得機会として選択されてきた背景には、家事や育児を最優先であると捉えている農村の女性が自宅に留まりながら従事できることに加え、障がいをもつ人々にとっても貴重な所得機会であったからである。そこで、この RH 産業をビジネス化することによって、農村の生産者の所得向上に貢献できるのではないかと着目した。また、農村の人々が工業化や出稼ぎよりもそれまでの生活形態を崩すことなく続けることができる選択肢である。RH 産業のビジネス化による所得向上について検証するためには、ほかに農村の零細事業がビジネス化によって発展し生産者の所得向上に成功した事例を探し検証する必要がある。そして、なぜそのビジネスが成功し、人々の所得が改善したか要因を確認した。それらの要因をカンボジアの RH 産業に当てはめることによって、RH 産業のビジネス化による所得向上の可能性を検証した。

本論文では東南アジアの一国であるカンボジアをその研究対象とした。カンボジアは長期の国内情勢の混乱により、東南アジアで最も発展が遅れている国の一つであり、GDP、GNI 共に最低水準である。そして、これまで援助を中心とした国際社会やカンボジア政府の努力によって、経済成長を遂げ、貧困も緩和されてきた。しかし、未だ最も貧しい人々は農村に偏在している。東南アジアの中でも、特に農村部の居住者の割合が高いカンボジアにとって、農村部の開発が国全体の発展に大きく影響する。そのためには、カンボジア農村部で零細事業の発展を試みることは大変重大な課題である。上記の理由から、農村の零細事業のビジネス化の可能性を検討する対象としてカンボジアを選択した。

本論文の題目は「カンボジア農村部零細事業のビジネス化による所得向上の可能性について-成功事例と農村調査の結果を中心に-」である。その目的は、カンボジア、シエムリアップ州農村部における RH 産業のビジネス化の現状を明らかにし、フィリピン、ベトナム、カンボジアの事例からビジネス化による所得向上の成功要因及び、対象地域における適用可能性を探り、将来性を検討することである。ここでは、もともとその地域で行われていた零細事業に対して主に外部者がその地域に不足しているものを満たしながら組織化を行い、収益性のある事業として成り立たせていくための過程を表すために「ビジネス化」という言葉を独自で用いた。前述したように農村の居住者は村外で所得獲得の機会を容易に持つことができない。したがって、居住者が生業として営む事業をより高い収益を獲得できるものにする必要がある。現状、こうした事業は日々の生活の傍に存在するもので、余剰が現金化されたり、再投資に資するものではない。ビジネス化によってそれらが実現できれば、経済発展の恩恵から取り残されてきた農村部において、人々の所得向上が達成される有効な手段になり得るのである。

そのため本論文では、これまで農村部で零細事業のビジネス化に成功した、フィリピンや

ベトナム、カンボジアの事例から、その要因を探った。それと照らし合わせながら、カンボジアのRH産業が現状達成していることと、欠けていることを明らかにし、今後の零細事業のビジネス化による所得向上の可能性を検討する。

本論文は5章立てである。第1章ではまず、研究対象として選定したカンボジアの概要について述べた。まず、1-1ではカンボジアの地理的概要と民族、歴史について説明した。続く1-2では経済及び教育、保健状況について述べた。カンボジアは都市部と比べて農村部の貧困状況や教育水準の低さが目立っている。そして、非就学の理由として経済的理由が半数を占めていることで、貧困と教育状況に密接な関わり合いがあることが明らかになった。1-3はカンボジアにおける開発への取り組みについて説明した。カンボジアの開発において、貧困は中心的な課題であり、これまで政府の政策を中心とした取り組みによって、大きな改善が見られてきた。しかし、人口の大部分が居住する農村部では、未だ深刻な貧困状態にある。1-4ではこの現状について明らかにしている。経済的理由が就学率に大きく影響していることから、世帯所得の向上が教育指標の改善に密接に関わりがあるといえるが、長期にわたって人々が貧困状態から抜け出し、再びそのリスクにさらされないようになるには所得向上のみでは、不十分である。カンボジアにおいて、都市部と比べ農村部の開発が未だ道半ばであり、所得の向上と、人々が貧困のリスクにさらされないようにするための社会指標の改善は重要な課題であると言えよう。これら二つを達成しうる手段として農村部における零細事業のビジネス化がある。

そのビジネス化の登場について述べたのが、続く第2章である。この章では、開発アプローチが多様化してきた歴史と開発途上国の農村部及びその零細事業について述べた。2-1では、初期の経済成長を中心に据えた経済開発アプローチから、経済成長だけでは開発に至らないということから行われるようになった社会開発アプローチについて紹介した。続いて2-2では、本論文のテーマでもあるビジネスによる開発アプローチを説明した。これまでの経済社会開発アプローチは、政府や国際機関が主に援助を中心的なツールとして用いてきた。ビジネスによる開発アプローチは、こうした開発課題を主に企業的な手法を取り入れることで解決を試みるものである。同時にそれらは開発途上国の人々自身が開発に参加し、ビジネスを行いながら経済成長や社会状況の改善を目指すことを意味する。そして、ここでは本論文におけるビジネス化の概念について説明を行った。また、2-3では、本論文の対象となる開発途上国の農村部の状況と農村部居住者の多くが従事する零細事業の特徴についてとりあげた。一般的に開発途上国の農村部は知識や技術、資金が不足している状態にある。加えて多くの人々が従事する零細事業も知識や技術の発展が見られず、非効率的で資金が不足している。そして、その実態の把握の難しさから、融資や支援の対象ともなりにくい。しかし、

農村居住者が多く、その大部分が従事する零細事業を発展させることは国全体の健全な発展には極めて重要である。企業的手法の取り入れによって零細事業の振興が行われれば、農村における所得向上と生活改善が可能になる。

第3章では、零細事業のビジネス化による所得向上の要因を探るために、事例研究を行った。まず、3-1では農村の零細事業のビジネス化とは何か定義づけを行った。この定義の下に、3-2以降で成功事例を挙げてその特徴を確認した。まず3-2では、廃棄されていたココナッツの皮に付加価値をつけ新たな市場を創出することで、貧困の深刻な地域を活性化させ、所得の向上をもたらしたフィリピンのココテクノロジー社(CTC)についてまとめた。CTCは所得向上のみならず、深刻な土砂災害の軽減や、環境問題への貢献、または政府の予算節約にも貢献している。3-3ではベトナムのラタン産業におけるビジネス化を取り上げた。先行研究とインタビューにより、企業の参入だけでなく、政府の積極的な投資や組合の形成、観光業の振興などによってRH生産を行う地域の所得が向上したことが明らかになった。3-4では、トレーニングを提供したり、農村に48もの製作所を置くことで、農村居住者や、障がいを持つ人々が農村に留まりながら仕事をするができるシステムを構築したアーティザン・アンコール(ADA)についてまとめた。ADAは政府や国際機関による資金協力を得て設立されたものの、3年後は有限責任会社として完全に自立した。3つの地域における事例では、もともと地域にあった零細事業をビジネス化し、新たな市場を開拓したことで、持続的な運営と所得の向上が可能となったことが明らかになった。ここで導かれた特徴については、第5章で詳しく分析し、またシェムリアップ州のRH産業についても当てはめて検討する。

第4章ではその零細事業の中で、シェムリアップ州で多くの人々が従事するRH産業について取り上げた。農村の貧困率の高いカンボジアにおいて、副業として世帯収入を補助してきたものの一つがRH生産である。まず、4-1では、カンボジアのラタン産業の現状を先行研究と貿易データ、仲介人へのインタビューをもとにまとめた。そして、他の東南アジアの国に比べて、加工したラタン製品よりも未加工のラタン材のまま輸出されている傾向があるために、取引額が低く、成長の余地があることが明らかになった。4-2では、これまで手工芸品産業による所得向上と、RH生産者の経済社会状況に関するカンボジア及び他国の先行研究をまとめた。その結果、農村において手工芸品産業は貴重な所得機会であるが、シェムリアップ州では多くのRH生産者が1日あたり1ドル以下で生活をしていることがわかった。4-3ではRH産業の現状をカーサン村におけるインタビュー調査をもとに明らかにした。結果、カーサン村におけるRH生産の生産性が低く、所得も不安定でありながらも所得の機会が少ない為に続けられてきたことが明らかになった。また、回答者の多くが、教育機会や経済的理由、農村地域での職業選択機会の少なさからRH生産を続けていることを指摘した。

多くは現在の所得に満足していないが、経済的、時間的事情に応じて生産ペースを変化させ、所得を得ることができる RH 産業は、農村の人々にとって貴重な所得機会である。また、4-4 では外部からの支援によって RH 生産者の所得向上が見られるか検証するために、NGO の支援が行われていたアレクスヴァイ村においてインタビュー調査を行なった。アレクスヴァイ村では、農産物による所得は不十分であり、RH 生産による所得が大変貴重なものである。そのため、NGO は熟練の生産者を雇用し、未熟練の生産者により高い製品を生産するための技術トレーニングを提供した。その結果、支援期間中は一部の生産者に対して所得の向上が見られ、熟練職人も賃金を受け取っていた。しかし、その影響は未熟練の生産者に留まり、かつ、RH 生産による所得だけで満足な生活を送ることができる水準にまでは至っていない。さらに、熟練労働者が支援終了後も継続してより高い所得を得られるなどの産業全体への効果は見られなかった。加えて、アレクスヴァイ村への NGO による支援は持続的なものではなかった。こうした理由から、支援では RH 産業による収益の獲得を広範囲で安定的かつ持続的なものにすることができないと結論づけた。

そして、第 5 章の目的は、カンボジアの RH 産業のビジネス化による所得向上の可能性について述べることである。そのために 5-1 では、第 3 章の農村部の所得向上に成功したビジネス化の事例研究をもとにビジネス化の成功要因を抽出した。その結果、内的要因として「潜在商品とその生産者」、「組織化を円滑にするための基礎」、「リーダー」、「自己資金」があることが明らかになった。そして、活用すべき外部の情報や要因として、「技術の有効活用と商品管理に対する外部支援」、「外部者を活用した市場開拓」、「外部者を活用した事業の持続性」、「外部資金アクセス」があり、これらを包括的に取り組んでいくことが成功要因になるとした。5-2 では第 4 章のシェムリアップ州で小規模零細に行われている RH 産業の現状と課題をもとに、所得向上に向けた零細事業のビジネス化による所得向上の可能性について検討した。その結果、ビジネス化によって成功する内的要因について課題はありながらもその要素を有していることを明らかにした。そして、実際にトレーニングの提供のみであっても、未熟練職人の所得が向上したという実績がある。つまり、活用すべき外部の情報や要因を加えることによって、RH 産業が抱える課題を解決させ、ビジネス化による持続的な運営によって長期間に亘る生産者の所得向上の可能性があるのである。さらに 5-3 では、より現実的に検証するために現在進行しているブラユース村におけるフランジパニラタンのプロジェクトをその要因に当てはめた。プロジェクトは開始されたばかりであり、その成否は述べるできない。現段階では、生産者に支払われた金額は、村の平均金額の 2 倍ほどになっており、日本での販売を継続的なものにできれば、長期的な生産者の所得の向上を見込むことができる。しかし、未だ活用すべき外部の情報や要因は満たしていないものが多く、日本での

販売促進とそれに応える生産者の増加を早急な課題とし、取り組む必要があると結論づけた。今後生産者の組織化によって地元政府のサポートや、銀行への融資の申請、観光業との連携も可能になるだろう。また、シェムリアップ州でRHの買い取りを行なっている企業や個人が協力して、全体のRH産業の組合や組織を立ち上げることも重要な選択肢である。それにより、原料確保の効率化、RH価格の向上と維持、そして助成金やNGOからのサポートも可能になる。それらが達成されれば、より広範で持続的な生産者の所得向上と生活の改善につながるであろう。

本論文の目的は、農村の産業従事者が所得向上を得て、より良い生活をするために、零細事業のビジネス化による所得向上の可能性を検討することであった。そのために、フィリピン(CTC)、ベトナム(GC)、カンボジア(ADA)について分析した結果、ビジネス化による所得向上が確認された。加えて、カンボジア農村部の調査結果でも、零細事業のビジネス化が所得向上に貢献する可能性も明らかにできた。しかし、そのためには技術の有効活用と商品管理、市場開拓、持続性をもった事業の運営、外部資金へのアクセスなどを包括的なアプローチによって行っていくことが必要である。また、それを一部だけでなく地域全体で波及させるには、外部者同士が同じ目的や指針を持って事業を行い、協力していくことが重要である。そうすることでRH産業は農村部の人々の所得向上につながる産業に成長するのである。

これまでカンボジアの研究では、農村における所得機会としての零細事業の重要性について述べられたものがほとんどであった。しかし本論文では、事例研究と農村の調査結果から、農村部の所得向上が持続性を持つためには、ビジネス化に関する内的要因、外部の情報や要因及び生産者のインセンティブが重要であることを指摘している。さらに、カンボジアのRH産業を調査に留まらず、実際のプロジェクトとして実行、分析している点が本論文の独自性であると言えるだろう。

しかし、ビジネス化が真に農村の零細事業従事者の所得向上とよりよい生活をもたらす手段となりうるかについては、現状から予測される展望を述べたのみである。農村部のビジネス化による所得向上が有効な手段となりうる成否が述べられるまでの具体的な分析には至っていない。今後は、ビジネス化に成功した企業たちが実際にその過程で行ってきた課題に対するアプローチをさらに詳細に分析する必要がある。加えて実践的研究では、ここで述べてきた活用すべき外部の情報や要因を実際に実行し、その過程を積み重ねていくことで、より深部まで至ることができる確かな分析となるであろう。

審査結果の要旨

(論文の主題)

カンボジア、シェムリアップ州農村部におけるラタン手工芸品零細事業の現状と課題を明らかにし、フィリピン、ベトナムとカンボジアでの零細事業の社会貢献型ビジネス化による所得向上の成功要因を探り、カンボジアでの適用性と将来性を検討することである。

(論文の概要)

論文は5章立てで、第1章では、研究対象として選定したカンボジアの歴史、地理、民族、所得、教育、保健状況、さらに都市部と農村部の格差を述べ、収入が教育や貧困状況に密接な関わりがあることを明らかにしている。これまでの海外からの経済援助及び政府の経済発展政策を中心とした取り組みによって、それらの状況に改善が見られてきたが、人口の大部分が居住する農村部では、小規模農業と収入の低い零細事業を頼りとしており、未だ深刻な貧困問題があり、それを解決するためには、多くの農村部で根づいている零細事業の社会貢献型ビジネス化を一つの手段として考えるべきだと提案している。

第2章では、発展途上国の経済発展における開発アプローチの多様化に対し、本論文のテーマでもある最近の農村型ビジネス化による開発アプローチについて詳細に背景を述べている。また、多くの人々が従事する零細事業では、知識や技術の進歩が見られず、非効率的で資金不足に直面しているが融資や支援の対象ともなりにくいことを指摘している。加えて、その慢性的な問題を乗り越えるためには、農村の人々自身がビジネス化に参加し農村部の経済・社会状況の改善の希望を持ちつづける努力をすることが不可欠であること、また、農村居住者の多くが従事する零細事業を発展させることは国全体の発展にも不可欠であるとまとめている。

第3章では、農村部零細事業のビジネス化による所得向上の成功要因を探るために、1994年設立のフィリピンのココナツ製品関連ココテクノロジー社、2006年設立のベトナムのGreen Craft社、2001年設立のカンボジアの絹製品関連アーティザン・アンコール社の事例研究を紹介し、その三社についての分析の結果を述べている。特に、①フィリピンのココテクノロジー社は貧困の深刻な地域を活性化させ、所得向上のみならず、深刻な土砂災害の軽減や、環境問題への貢献、さらに、政府予算の節約にも貢献していること、②ベトナムのGreen Craft社は、民間企業の参入、政府の積極的な投資、組合の形成、観光業の振興などによってラタン生産者の所得向上を達成したこと、③カンボジアのアーティザン・アンコール社は、トレーニングを提供した後、48カ所の製作所の設置によって農村居住者や、障害を持

つ人々が農村に留まりながら仕事をすることができるようになり、所得が向上したことを確認している。加えて、既に地域にある零細事業をビジネス化し、新たな市場を開拓したことで、持続的な運営と所得の向上が可能となったことを強調している。

第4章では貧困率の高いカンボジア・シェムリアップ州農村部で多くの人々が従事する副業として世帯収入を補助してきたラタン事業の現地調査結果について取り上げている。①東南アジアのラタン関連生産と貿易の現状を紹介し、中でもカンボジアは加工したラタン製品よりも未加工のラタン材のまま輸出されているため、取引金額と収入は低いが、成長の余地があること、②カーサン村での世帯調査の結果、ラタン手工芸品家内事業は貴重な所得機会であること、③米農家としての収入と副業であるラタン事業からの収入が非常に少ないため、多くの生産者が1日当たり2ドル以下で生活していること、④NGOの支援が行われていたアレクスヴァイ村での調査の結果、NGOは熟練の生産者を雇用し、未熟練の生産者に技術トレーニングを提供したことで支援期間中は一部の生産者について所得の向上が見られたが、支援の持続性がなく、支援終了後は適切な収入を得られていないこと、ラタン生産者全体への効果は見られなかったことを明らかにしている。それらを踏まえて、支援の方法と持続性を考慮した零細事業のビジネス化が必要であると結論づけている。

第5章では、第3章と第4章で明らかになったこと、確認できたことを基にカンボジアのラタン零細事業のビジネス化による所得向上の可能性について明らかにしている。まず、ビジネス化の成功要因を抽出し、それらを①内的要因と②外的要因に分け確実かつ包括的に取り組んでいくことが事業を成功に導くという点について述べている。加えて、内的要因に外的要因を加えることによって、ラタン零細事業が抱える課題を解決させ、ビジネス化による持続的な運営によって長期間にわたる生産者の所得向上の可能性もあることも強調している。さらに、より現実的に検証するために10年前から調査研究を行っているブラユース村を対象として独自に設立した「フランジパニラタン」のプロジェクトに成功要因を当てはめて検証した結果、現段階では、生産者に支払われた金額は、村のラタン平均収入額の2倍程度にまで上昇しており、日本での販売を持続的なものにできれば、安定的な生産者の所得向上の見込みが望めると述べている。しかし、未だ外的要因は満たしておらず、生産者の組織化、地元政府やNGO等のサポート、銀行融資の申請、観光業との連携、ラタン原料確保の効率化、製品価格の向上と品質維持、などの課題に取り組む必要があると結論づけている。加えて、それらが達成されれば、持続的な生産者の所得向上と生活の改善が期待できると指摘している。

(論文の評価)

熊本学園大学大学院規程集及び経済学研究科博士後期課程論文審査基準に基づき、審査委員会は平成 30 年 1 月 24 日に学位論文審査試験を行った。

その結果、論文の評価として①フィリピン、ベトナムおよびカンボジアでの零細事業の事例研究、農村調査の結果とフランジパニラタンプロジェクトの考察から、ビジネス化によるカンボジアでのラタン手工芸品生産者の所得向上の可能性を明らかにすることという論旨が明らかであること、②研究テーマに沿って、経済発展及び農村開発における経済社会開発アプローチを始め様々な形態を持つソーシャルビジネス関連学術論文やカンボジア政府、国連開発計画、世界銀行等の報告書と資料をベースにすることにより専攻分野及び関連分野にも広い視野を持っていることが明らかであること、③独自の農村調査及び、未だビジネス化されていないカンボジア農村部のラタン零細事業に、フィリピン、ベトナムとカンボジアでの成功事例の内的・外的要因を当てはめ、その適用性と所得向上の可能性を検証している点に独自性があること、④学部 3 年生から現在まで 10 年以上にわたりアンコール大学経済開発研究所の協力によってカンボジア農村部の家内ラタン零細事業調査研究を行い、研究成果及び社会貢献型ビジネス化による農村部の所得向上の可能性に対する実現可能な提案と結論づけを行ったことが、専攻分野および関連分野の優れた先行研究と同等の水準に達していると認められる。

以上の理由により、博士学位論文審査の評価を可と判断した。

学位論文審査委員

主査	熊本学園大学教授	マング・マング・ルウィン
副査	熊本学園大学教授	田中 利彦
副査	熊本学園大学教授	山内 良一

氏名（本籍）	辛 教 燦（韓国）
学位の種類	博士（文学）
学位記番号	博（甲）文学 第6号
学位授与の日付	平成30年3月22日
学位授与の要件	学位規則第20条第1項該当
学位論文題目	韓流のトランスナショナルリティ研究 — 日韓マスコミにおけるナショナルな表象の再考 —
論文審査委員	（主査） 熊本学園大学教授 申 明 直 （副査） 熊本学園大学教授 吉田 良夫 （副査） 熊本学園大学教授 石 汝 傑 （副査） 一 橋 大 学 教 授 イ ヨンスク

内容の要旨

本研究は、日本と韓国の新聞メディア分析を通じて、韓流における日韓マスメディアのナショナルな表象構築の様相を明らかにし、さらに韓流の越境性を究明することを目的に行われた。そのため、第1章で韓流における先行研究を調査した結果、数多く行われてきたほとんどの研究が韓流ブームの形成とイメージ変容過程に関する研究、韓流における自文化中心的態度に関する研究、文化の越境性の研究といった大きく3つのパターンに分かれていることが分かった。マスメディアを題材に韓流現象における報道実態の分析も一部行われているが、日本と韓国の新聞メディアの具体的な事例分析はあまり行われていない。

このような韓流研究の現状を踏まえ、本研究は大衆の文化に対する認識に大きな影響を及ぼすマスメディアの分析を通じて、日本と韓国のメディアが韓流に対してどのような表象を構築しているかを考察している。メディア分析においては、文化現象における表象構築の側面で大衆へ及ぼす影響力が大きい日本と韓国の新聞メディアの韓流関連記事を調べた。韓流をキーワードに、日本と韓国の新聞記事を収集し、さらに記事の中に現れる韓流表象をテーマ別に分類し分析している。

第2章では、韓流における日本の新聞メディアの表象を分析している。そのため、分析対象の新聞社を選定し関連データを収集・分類した。分析結果、韓流における日本新聞メディアの表象として「オリエンタリズム」と「ナショナルな市場」が見られた。「オリエンタリ

ズム」においては、アメリカの映画やメディアにおける日本表象と日本メディアの韓流表象を照らし合わせて分析し、「ナショナルな市場」の場合は、韓国政府の韓流政策とナショナルな市場、そして嫌韓流現象に関する記事を中心に考察している。

日本の新聞記事収集の場合、発行部数基準により『読売新聞』、『朝日新聞』、『毎日新聞』、『日本経済新聞』という4社の記事を主な対象としデータを収集した。集めた記事の内容を分類した結果、韓流初期の2003年から2010年以前まではオリエンタリズム的表象が、2010年頃からは市場中心的表象や嫌韓流関連記事が多く見られた。

かつて日本はアメリカの映画やマスコミにより他者化されたことがあった。同様に、オリエンタリズムと韓流について考察した結果、日本新聞メディアでは初期韓流ドラマの特徴が一昔前の日本が持っていた「純愛」、「家族愛」、「古い展開方式」などの表象で規定されていることが分かった。次に、ナショナルな市場と韓流の場合、日本新聞メディアの韓流に対する市場中心的表象と嫌韓流表象について分析した。市場中心的記事とともに韓流を後押しする韓国政府の政策に注目した記事も多くあり、韓流ドラマと俳優、K-POPアイドルなどの日本進出により日本の芸能人の仕事がなくなるという懸念の声を伝える記事も見られた。

以上のような韓流に対する日本新聞メディアの表象は、韓流ブームに対する日本の戸惑いを象徴するものともいえる。韓流初期には、日本の文化より劣等なものとするオリエンタリズム的表象が表れ、その次には韓流による日本市場の侵食に対する懸念としての市場中心的表象が表れ、ついには嫌韓流および嫌韓表象まで表れたのである。この3つの表象は異文化に対する自文化中心的態度から生じるものといえる。

第3章では、韓流における韓国の新聞メディアの表象を分析している。そのため、韓流をキーワードとして関連記事を収集し分析した。データを分析した結果、韓流における韓国新聞メディアの表象は「ナルシズム」と「ナショナルな市場」の2つに分けられた。第一のナルシズム表象は、保護と抵抗の反動としてのナルシズム表象と自己顕示的韓流関連報道に分けて分析している。第二のナショナルな市場の場合、韓国政府と企業による韓流コンテンツ活用に関する記事と国家ブランド化と亜流文化帝国主義関連記事の2つに分けて分析した。

韓国の新聞記事の収集においては、『朝鮮日報』、『中央日報』、『ハンギョレ新聞』、『毎日経済新聞』を主な対象としている。発行部数が一番多い4社の中で3社を、経済紙として『毎日経済新聞』を選んだ。調査期間は、「韓流」という言葉が韓国新聞記事に使われ始めた頃の2000年7月から2017年2月までの約16年間である。韓国新聞メディアの記事を分析した結果、韓流初期には予想もできなかった異例の現象という捉え方が見られ、さらに「人気爆発」、「涉猟」、「征服」などの多少過激な言葉が多く使われており、自己顕示

的表象の韓流報道が多く見られた。

韓流に対する韓国新聞メディアの自己顕示的韓流関連報道の場合、その背景となる日本とアメリカ文化流入に対する保護と抵抗を第1次ナルシズム、コンプレックスの反動として表れた自己顕示的韓流報道を第2次ナルシズムと分析している。ドラマや映画そしてK-POPといった韓流コンテンツおよび、韓国料理や伝統文化などの韓国文化全般に対する外国人や海外の称賛に大げさに反応している自己顕示的報道、そして過度なナルシズムに基づく優越的・差別的表象の韓流報道が第2次ナルシズムの特徴を持つ自己顕示的韓流報道と言える。

次に、韓流における韓国新聞メディアのもう一つの表象である「ナショナルな市場」の場合、韓国政府と企業による韓流コンテンツ活用に関する記事と国家ブランド化と亜流文化帝国主義的ナショナリズムに関する記事に分けられる。国と企業が韓流を海外市場拡大のために利用する様子を強調・催促するような市場中心的表象である。これは巨大な資金と影響力を武器に世界を支配しているハリウッド映画のように、韓流を押し立て文化・経済的植民地を開拓しようとする亜流文化帝国主義的表象の構築につながるものといえる。

以上見たように、韓流に対する日本と韓国の新聞メディアの他者化あるいは自文化中心的態度は、韓流による日本市場の侵食に対する懸念と韓流を利用した海外市場の拡張を煽るような記事に見られる。これはさらに韓流における日本の嫌韓流現象と韓国の亜流文化帝国主義といったナショナリズム的表象として表れている。

第4章では、前の章で取り上げた日本と韓国の新聞メディアの韓流表象が本当に妥当であるかどうかを明らかにしている。韓流がナショナルなものであるのかどうかを探るとともに、韓流のトランスナショナルリティを究明するために、ホミ・バーバの「異種混濁性」理論をもとに欧米やアジア文化と韓流の異種混濁的要素を分析している。文化が国境を越えて異文化と接触することを文化の越境性あるいは文化のトランスナショナルリティという。またそのトランスナショナルリティによる異文化との接触で新しい文化が生まれることを文化のハイブリディティあるいは文化の異種混濁性という。

韓流のトランスナショナルリティを究明するため、第一に、韓流映画・ドラマの欧米文化とアジア文化との異種混濁について考察している。まず、韓流映画・ドラマの欧米文化との異種混濁においては、ドラマの場合、アメリカの犯罪・法廷ドラマ、医学ドラマとの異種混濁を、そしてドラマの制作システムに分けて分析し、映画の場合は、ハリウッドの怪物映画、法廷映画、オカルト映画に分けて分析している。アジア文化との異種混濁においては、ドラマの場合、日本ドラマの「スポ根」要素が表れている韓流ドラマについて調査し、映画の場合、中国・香港ノワール映画の要素がみられる韓流映画を考察している。

分析の結果、韓流ドラマの場合、アメリカの捜査・医学ドラマの制作システムや素材の多様化とともに、英雄、犯罪、捜査などのジャンルドラマに韓国社会の財閥と権力、家庭的要素を融合した作品が多数みられることが分かった。映画でも、暗い雰囲気と残忍なアクションを美しく表現する香港ノワール映画の要素を、韓流映画では韓国の社会的現状に合わせて、さらに洗練されたアクションと映像美で表現していることが分かった。

第二に、韓流音楽におけるトランスナショナルな表象を究明するために、欧米文化やアジア文化との異種混濁について考察している。まず、欧米文化との異種混濁においては、ヒップホップなどの欧米音楽やヨーロッパの作曲家との関係に注目した。韓国の大手芸能事務所である SM・エンターテインメント、YG エンターテインメント、JYP エンターテインメントは、それぞれが K-POP の軸となり新韓流を牽引してきた。YG の場合、ヒップホップと R&B を、JYP の場合は R&B とソウルを中心とする曲を出している。SM・エンターテインメントの場合は、アメリカのアイドル育成システムをベンチマークとして、韓国の芸能界のシステムを大きく変化させた。

ヨーロッパの作曲家から曲を提供して貰うケースも増えてきていることが分かった。特に SM・エンターテインメントの場合、BoA や東方神起の楽曲をはじめ、多数の曲をヨーロッパの作曲家たちが手掛けている。また、アジア文化との異種混濁においては、振り付けやメンバー構成、アルバムなどの国別発売時期と越境性などに着目して分析した。

分析結果、K-POP は、アメリカのアイドル育成システム、そしてヒップホップやソウルなどの黒人音楽を導入した芸能事務所の登場により誕生したものであることが分かった。アメリカのプロデュースシステムとアイドルのコンセプトをベンチマークとし、ヨーロッパの作曲家、アメリカや日本の振付師との共同作業、多国籍のメンバー構成などの異種混濁は K-POP の越境性を裏付けるものである。このような事例から、ドラマや映画と同様に K-POP においてもトランスナショナルなものが増えていることが分かった。

韓国ドラマ・映画、K-POP などの韓流コンテンツについては、韓国というナショナルな要素がないとは言えないが、日本や韓国の新聞メディアで取り上げられているようなナショナルリズム的表象だけではもはや説明できない段階にきている。異なる複数の文化がぶつかり、お互い影響を受け、常に新たな文化が生まれているという事実があきらかになった。本研究を通じて、韓流は異文化間の接触により異種混濁の過程を経てトランスナショナルな段階に入っていることが分かった。

審査結果の要旨

(論文の主題)

本研究は、日本と韓国の新聞記事を手がかりに、韓流に対する日・韓新聞メディアのナショナルな表象の分析と、韓流コンテンツの特質を調査することにより、韓流のトランスナショナルリティを究明することを研究主題とするものである。

(論文の概要)

従来の韓流関連研究の多くは、①韓流ブームの形成とイメージ変容過程に関する研究、②韓流に対する自文化中心的態度に関する研究、③文化の越境性の側面からの研究といった大きく3つのパターンに分かれる。また、マスメディアを題材にした韓流現象における報道実態の分析なども一部行われているが、日本と韓国の新聞メディアの全体的な実態の分析にまでは至っていない。

このような韓流研究の現状を踏まえ、本研究は大衆文化に大きな影響を及ぼすであろうマスメディアの分析を通じて、日本と韓国のメディアが韓流に対してどのような表象を構築しているかを考察している。メディア分析においては、文化現象における表象構築という面で影響力が大きい新聞メディアの韓流関連記事を調査し、特に韓流をキーワードとする日韓の新聞記事をテーマ別に分類し分析を行っているところに特長がある。

その結果、韓流に対する新聞メディアの主な表象として、日本の新聞メディアの場合「オリエンタリズム」的要素が、韓国の新聞メディアの場合は「ナルシズム」的要素が多く表れていることを究明している。日本と韓国の新聞メディアで共通する表象として、韓流に対する市場中心的表象を指摘し、特に、日本の市場中心的記事では韓流による日本市場の侵食に対する懸念を中心に、韓国の市場中心的記事では韓流を利用した海外市場の拡張を煽る記事を中心に分析している。このような分析によって、市場中心的な表象が日本では韓流に対する嫌韓流現象に、韓国では亜流文化帝国主義に繋がるナショナルリズム的表象であることを明らかにした。

具体的には、韓流に対する日本の新聞メディアの分析では、①二千年代前半までの初期韓流の場合、ハリウッド映画やオペラ、そして震災におけるアメリカメディアの報道に描かれたオリエンタリズム的日本表象と同様に、日本新聞メディアも初期韓流ドラマに対して「純愛」、「家族愛」、「古い展開方式」といったオリエンタリズム的表象を持つことを究明している。②二千年代後半からの後期韓流の場合、韓流ドラマや映画、K-POPに関する文化芸術的評価よりは、韓国政府の韓流政策と日本市場での売り上げに注目した報道傾向を明らかにし

ている。これは韓流に対する日本新聞メディアの市場中心的表象であり、韓流に対する他者化やナショナルな商品という表象が否定的ナショナリズムの構築につながったことを究明したものと言える。

韓流に対する韓国新聞メディアの分析では、①その背景になる韓流以前の日本とアメリカ文化流入に対する保護と抵抗を第1次ナルシシズム、コンプレックスの反動としての自己陶醉や優越的・差別的報道を第2次ナルシシズムに分けて考察している。②韓国新聞における韓流市場とナショナリズムの表象について、韓流を押し立てて海外市場の拡大を試みる韓国政府と企業の韓流政策およびマーケティングに注目・催促した記事と韓流の経済効果に注目した記事を事例にあげ、韓国新聞メディアの韓流に対するナショナリズム的要素を究明している。

さらに、日本と韓国の新聞メディアにおけるナショナル表象が妥当であるかの検証を行い、ホミ・バーバの文化理論に基づき欧米やアジア各地における韓流の異種混淆的要素を考察している。まず、①韓流映画・ドラマの場合、ハリウッド映画やアメリカドラマのジャンルの特徴や制作システムとの異種混淆を明らかにしている。アジア文化との異種混淆の場合は、香港ノワール映画や日本の「スポ根」の特徴が見られる韓流映画・ドラマの事例分析を通じて韓流のトランスナショナリティを究明している。②韓流音楽の場合、韓流以前からのアメリカ音楽との接触、そして韓流以後のアメリカのアイドル育成システムの導入、日本人振付師やヨーロッパ作曲家との共同作業、多国籍メンバー構成など、韓流音楽に欧米やアジア文化との異種混淆の特徴が見られることを究明している。

以上のように、本論文は、韓国ドラマ・映画、K-POPなどの韓流コンテンツは、ナショナルな要素はもちろんのこととし、ナショナリズム的表象ばかりではなく、日本をはじめ香港や欧米などの異なる複数の文化が混淆しながら形成された文化であり、その異種混淆の過程を通じて形成されたトランスナショナルな文化であることを明らかにした。

(論文の評価)

本研究は、韓流に対する表象が日本と韓国のメディアによりどのように形成されたかを分析し、その妥当性を検証した上、韓流の実態や性格を考察しているものである。社会的表象を形成していく決定的な媒体がマスメディアであることを考慮すると、日韓のメディアによる韓流に対する表象構築分析は意義のある分析方法と言える。

最初の焦点は、日韓メディアが韓流のナショナルな側面を過剰に強調することにより、韓流に対するナショナルな表象が大量生産されている点に合わせている。日本メディアの韓流表象は、オリエンタリズム的表象から市場中心的表象へ変転していくが、その根底にナショ

ナリズム的観点があることを論文は指摘している。韓国メディアの韓流表象の場合も、自己顕示的なナルシズム的表象や海外市場拡大など市場中心的な表象が多く表れていることが分かった。日本メディアと同様にナショナリズム的表象の韓流報道が頻繁にみられていることを細かいメディア分析を通して摘示している。このような韓流に対するナショナリズム的表象は、日本の場合は嫌韓流現象に、韓国の場合は亜流文化帝国主義に繋がっていることも明らかにした。

これらの分析結果を踏まえて、本研究はさらに日韓メディアが描き出したナショナリズム的韓流表象を再検討している。特に、①韓流ドラマ・映画は日本のアニメ、香港ノワール映画などのアジア文化とアメリカの法廷・医学ドラマ要素に、韓国社会問題や家族文化などが結合された、越境型異種混濁的なものであること、②韓流音楽も、制作過程において、アメリカや日本のミュージシャン育成システムと振り付け、ヨーロッパの作曲家などの要素が結合されている。また、多国籍のメンバー構成などの特徴も見られる越境型異種混濁的なものであることを明らかにした。

以上のように、本論文は実証的な日韓のメディア分析により導出された韓流に対する日韓メディアのナショナリズム的表象を再検討し、その結果、韓流は韓国とアジアおよび欧米の文化が国境を越え異種混濁の過程を経て形成されたトランスナショナルな文化であることを立証したものである。本論文は既存の論文に見られなかった視点を提供するとともに、厳密な分析方法に基づき研究結果を導出したものであり、著者へ博士の学位を授与するに足るものであると審査委員会は判断する。

学位論文審査委員

主査 熊本学園大学教授 申 明 直
副査 熊本学園大学教授 吉田 良夫
副査 熊本学園大学教授 石 汝 傑
副査 一 橋 大 学 教 授 イ ヨンスク

氏名（本籍）	森本 誠司（大分県）
学位の種類	博士（社会福祉学）
学位記番号	博（甲）社会福祉 第22号
学位授与の日付	平成30年3月22日
学位授与の要件	学位規則第20条第1項該当
学位論文題目	児童発達支援事業における作業療法士の視点を取り入れた保育の有効性に関する研究 ～保育士と作業療法士の協働による支援の新たな展望～
論文審査委員	（主査） 熊本学園大学教授 伊藤 良高 （副査） 熊本学園大学教授 堀 正嗣 （副査） 熊本学園大学教授 豊田 謙二 （副査） 神戸大学准教授 北野 幸子

内容の要旨

序章 本論文の課題と問題意識 構成と概要

近年、支援の対象となる自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症などの発達障害児や発達に気になる子どもが増えており、就学前においてもその対応が課題となっている。就学前の子どもの支援を行う施設の一つとして児童発達支援事業があり、2012年の制度改定後、筆者が暮らす熊本市でも増加傾向にある。児童発達支援事業では、保育士が主体となり多職種と協働し、子どもの育ちの支援や子育て支援に取り組んでいる。また、児童発達支援事業に関わる作業療法士も少しずつ増えている。

一方、障害者権利条約の締約国である日本においてもインクルージョンの考えが重要視されるようになった。保育においても、子どもの「多様性」を認め「排除しない」とするインクルージョンの考え方は重要な視点と考えていかなければいけない。

また、発達障害児や発達に気になる子どもの中には、感覚が敏感すぎたり、鈍感だったりする感覚の違いを持つ子どもも多い。感覚の違いを持つ子どもは、生活を営む上で様々な困り感を感じている。そのため、このような子どもの特徴を代弁できる支援者が必要になってくる。

筆者は作業療法士として、実際に児童発達支援事業の前身である児童デイサービスでの活動を体験してみて、医療型の療育施設に勤務していた時には気づかなかった児童デイサービ

スの利点として実感したことが3点あった。

1点目は、医療型の療育機関でのリハビリテーション（以下、リハ）を受ける回数が月に1～2回と少なかった現状と比べると、児童デイサービスでは、週に3～4日、中には毎日通ってくる親子もいた。圧倒的に支援できる機会が多いことであり、より密に、かつ、継続して子どもの育ちの支援ができると考えた。

2点目は、支援する頻度も多く、親子で利用するため、児童デイサービスでの支援を充実できれば、専門的な療育機関に頼らず児童デイサービスを中心とした支援が提供でき、支援対象となる発達障害や発達が気になる子どもの支援になるのではと考えた。

3点目は、リハの1対1の支援ではなく、子どもが子どもの中で育つための集団を生かした支援の重要性である。

制度が変わり、児童デイサービスから児童発達支援事業になった現在でも、この思いは変わらない。子どもの集団の中で子どもが育っていく過程に対し、保育士の関わりに加え、作業療法士が協力することができれば、さらに、子どもの育ちを促すことができるのではと考えている。

そこで、地域における身近な支援としての児童発達支援事業について、保育士と作業療法士の協働の実践を対象として、インクルージョンの視点から、その現状と問題を解明し、インクルーシブな保育へ向かう今後の展望と課題について検討することとした。かつ、周りに気づいてもらいにくい感覚の違いという特徴がある子どもの支援者になるべく、児童発達支援事業における遊びを通じた支援に着目し、その内容から保育士と協働する作業療法士の関わる意義と役割を明確にし、インクルージョンの視点から、その可能性と限界性、今後のあり方を検討することとした。

なお、本論文における課題を以下の5点とした。

- ①母子利用型の児童発達支援事業に対し、養育者（主に母親）が期待するもの、担うべき役割と考えているものを明らかにする。（第2章で論証する）
- ②児童発達支援事業での支援において作業療法士が介入することで、子どもの育ちや子育ての支援に貢献できているのかを明らかにする。（第3章で論証する）
- ③児童発達支援事業において主たる支援者として位置付けられている保育士が、作業療法士が子どもの育ちの支援として行う遊びに対し、どのように認識しているのかを明らかにし、さらに、作業療法士が協働する可能性、その意義を明らかにする。（第4章で論証する）
- ④児童発達支援事業において作業療法士が発案した集団での遊びが、子どもの育ちや子育ての支援に役立つのかを明らかにする。あわせて、この活動に対し協働した保育士の認識の変化を明らかにする。（第5章で論証する）
- ⑤児童発達支援事業での保育士と作業療法士の実践をインクルーシブの視点から再考し、

インクルーシブな保育へ接近するために必要な対応、児童発達支援事業を活用した支援のシステムについて提言する。(第6章で論証する)

第1章 児童発達支援事業における支援の現状

まず、障害がある子どもに対する支援の考えの変遷について概観した。ドイツ留学で得た知見をもとに高木憲次が提唱した療育の考えは、日本の障害がある子どもの支援に大きな影響を与えた。しかし、高木が目指した医学モデルでの療育は、入院や治療・リハのために子どもが長期にわたり家族から引き離されるという結果を招いた。医学モデルが中心であった考えも時代と共に変化し、生活モデルや社会モデルを意識した支援が行われるようになった。支援を行う療育の場も、入所施設や病院が中心だったものが、自宅から通える通園施設が設置され、さらに児童デイサービスが設置されていった。そして現在は、地域における支援として児童発達支援事業や児童発達支援センター、放課後等児童デイサービスなどへ広がりを見せている。また、これまでは医療専門職が療育や支援の中心を担ってきたが、児童発達支援事業等では、保育士が中心的な支援者となることが確認できた。しかし、児童発達支援事業においても子どもの集団から分離された状態で支援が行われている現状が確認できた。支援に対する視点の変化や施設、制度の変化はみられるものの、分離して支援を行うことには違いがなく、今後は、インクルーシブへの取り組みが重要となっていくことを述べた。

次に、児童発達支援事業が該当する通所型の療育施設の変遷を概観した。通所型の療育施設は、一貫して地域の中で子どもの育ちの支援を行う役割を担っていることが確認できた。しかし、児童デイサービスは、支援費制度の枠組みの中で実施され、子どもが小さな障害者として扱われていた。現行の児童発達支援事業では、2012年の制度改定により法的根拠が児童福祉法に戻り子どものための事業となったことが確認できた。だが、よりインクルージョンをすすめる目的で事業化された保育所等訪問支援を主流とするアウトリーチ型の支援は先送りされ、子どもの集団から分離された状態で支援が行われていることを述べた。

第2章 児童発達支援事業における支援への期待

まず、12名の母親から得られたアンケート結果から、利用する養育者が期待すること、担ってもらいたいことをもとに、母子通所型の児童発達支援事業の役割を論証した。児童発達支援事業は、子どもが育つ場であることを第1に考え、子ども個人の成長が促されることで、ほめられる体験が増し、達成感や自己有能感を高めることができること、結果として、子どもとの交流が広がっていくこと、そして、児童発達支援事業においても子ども同士の育ち合いがみられることを述べた。また、子育てをしている親の立場では、スタッフやピアの存在が身近にあるため、困ったこと、分からないことなどの悩みを相談でき解決できること、そして、親の気持ちが安らぐことが挙げられており、かつ、子どもが楽しく参加できていれ

ば子育てをするゆとりができ、子育ての好循環が生まれることを述べた。

子どもの育ち、子育てへの支援において、児童発達支援事業は重要な場所であることが確認できた。

次に、児童発達支援事業で支援にあたる保育士の保育観を確認した。意見を聞いた8名の保育士の多くは、障害児保育や療育という枠にとらわれずに、子どもの育ちや親の子育てへの支援を考えていることが確認できた。また、児童発達支援事業での保育は、保育所のクラスを担当していた保育士としての経験をもとに、より細かく丁寧に行うことであると推測できることを述べた。

第3章 児童発達支援事業における作業療法士の貢献

まず、児童発達支援事業において保育士と協働する作業療法士の視点、及び、感覚統合療法について概観した。感覚統合の視点は、気になる子どもの背景といわれる感覚の違いを解釈する上で活用できる視点であった。子どもにある感覚の違いは、感覚統合障害の中の「感覚調整障害」に位置付けられている。そして、作業療法士は、感覚の違いがある子どもの代弁者として役割を担えることを示した。

次に、児童発達支援事業における作業療法士の協働の可能性を論証するため、児童発達支援事業に自閉スペクトラム症の子どもを通わせた母親1名のインタビューを行い、ライフストーリー分析を行った。この自閉スペクトラム症の子どもは感覚的な過敏さが顕著で、靴下を嫌がる、大きな音を嫌がるなどがあり非常に育てにくい状態であった。反面、この子どもが好む遊びは、激しい動きを感じる遊びや強い圧迫が得られる遊びであった。感覚の違いが、子どもの行動面にも影響していた。児童発達支援事業で、保育士に加え作業療法士の支援を受けるに従い、子どもに少しずつ変化が芽生え、同時に、母親の子どもへの愛情が深まっていったことを示した。児童発達支援事業における支援において作業療法士も、子どもの育ち、子育てに対する貢献ができていることを明らかにした。

第4章 児童発達支援事業で作業療法士が行う遊びを用いた支援に対する保育士の認識

まず、保育士と作業療法士は協働できるのかという問いに対し論証した。作業療法士が、子どもと1対1で感覚統合療法の視点を取り入れた遊びを行っている様子を、作業療法士が関わり方のポイントを説明しながら6名の保育士に見てもらい、その後、インタビューを行った。語られた内容を修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチで分析し、保育士が作業療法士の視点をどのようなプロセスで支援に取り入れようとするのかを探った。その結果、児童発達支援事業で支援を行う保育士の認識は、保育士としての基本的な視点や関わり方を土台としてその上に、支援を行う専門職としての視点や関わりがあり、階層的になっているとイメージした。支援を行う保育士の視点では、子どもの個々の特性を踏まえた作業療

法士の視点や遊び方に共有できる点が増すため、これらを部分的に取り入れながら遊びを進めていくことができると推察した。この部分を、「作業療法士の視点を取り入れた保育」とした。

しかし、保育士は、作業療法士が遊ばせている場面だけを見ても、活動の意図や介助の仕方がわからず、自分たちの保育に応用できない壁を感じることを確認できた。さらに、視点の相違として、集団での安全性や社会性、協調性を重視するなどの優先する課題や目的の違いなどが確認できた。作業療法士は、このような視点の違いを理解したうえで協働を進める必要性があり、さらに、環境の変更や遊具の使用に関しては配慮が必要であると考えられる。また、子どもの症状をとらえたり、支援を考えるうえで、感覚統合の考えが背景の違う専門職同士をつなぐ共通言語として使われていることも確認できた。協働しているスタッフ間で共通の認識を深めるために、共通言語となりえる発達理論、手法の存在が重要であることを述べた。

次に、児童発達支援事業において作業療法士として実践している室内遊具や環境を使用した感覚統合の視点を取り入れた活動、つまり、「作業療法士の視点を取り入れた保育」の具体例を示した。室内遊具を組み合わせたり、使い方を工夫することで、子どもの感覚の違いに応じた遊び方、また、子どものボディ・イメージや運動企画といった器用に体を使いこなすのに必要な力を伸ばす遊び方を示した。さらには、センサー・ダイエットの考え方に基づき、子どもの満足感や達成感を考慮した遊ばせ方を示した。

第5章 児童発達支援事業で作業療法士が発案した集団活動の意義と保育士の受け止め

まず、協働者として役割を担う作業療法士が発案する遊びが効果的であるかという問いに対して論証した。作業療法士により感覚統合の考え方を取り入れ発案した遊び(水遊び)が、集団保育の中で、子どもの育ちにどのように影響しているのか、22名の母親の意見をもとに検討した。

子どもは、感覚的に敏感な場合は遊びを避け、鈍感な場合は遊びを求める傾向があることが確認された。しかし、苦手な感覚があっても、同時に好きな感覚があり、それが勝れば遊びを続けられることも確認できた。子どもの遊び方の違いの背景として、感覚の違いがあることを理解できていれば、子どもの遊び方の違いからも、子どもの感覚面の発達的な違いを予測ができることを述べた。

さらに、母親も、子どもの遊び方の違いを見て、子どもの発達的な特徴をとらえることができている。また、繰り返し参加したことがある母親は、子どもの遊び方の変化から、子どもの成長、発達を感じ取っていたことも確認できた。

上手に遊べない子どもの背景に感覚面の問題が大きく影響することを考慮し、保育内容を検討し実践していくのはもちろん、必要に応じて他の専門職種と連携し、子どもに対する情報

の共有、支援方法の共有を図る必要があると考えた。特に、作業療法士が、感覚の違いがある子どもの気持ちを代弁する立場に関わり支援することで、遊ぶ体験が、子どもにとって、楽しく、満足感を満たすものになることを示した。遊びの幅が広がると、集団の中での成功体験が増え、子どもの自己有能感の獲得や自信の獲得にもつながっていくと推察した。

次に、水遊びで協働した保育士 12 名にインタビューし、作業療法士が感覚統合の考えを取り入れて発案した遊びを応用するまでの保育士の認識の変化を確認した。保育士は、作業療法士が発案した水遊びに対し、保育では使わない素材を使ったり、遊ぶ視点の違いに対し驚きや疑問を持っていたが、水遊びの中で、子どもの喜ぶ姿に共感し、感覚統合の考えを用いた水遊びを保育でも活用できる遊び方として受け止めていたことが確認できた。さらに、児童発達支援事業での保育だけでなく、将来、保育所のクラス保育を行う時にも使える視点（考え）と認識していることを示した。

第 6 章 児童発達支援事業における実践からの提言

まず、1 事例であるが、児童発達支援事業での勤務経験があり、作業療法士とも協働経験のある保育士の実践をもとに、その保育内容を分析し、作業療法士の視点にも通じる点が多いことを述べた。保育士が行った遊びは、ペアになった子どもの一方が段ボールの箱の中に乗り、もう一人が段ボールに付いているロープを引っ張って遊ぶものであったが、活動を分析すると、子どもの感じている感覚を意識した活動としても位置付けることができることを確認した。つまり、作業療法士の視点を取り入れた保育が、保育所の保育において行える可能性があることを示した。

次に、インクルーシブな保育を展開するのに重要な視点として「多様性」「反分離」を確認し、その上で、現行の制度では児童発達支援センターを基盤としたアウトリーチ型の支援である保育所等訪問支援を、児童発達支援事業でも積極的に行うべきであることを提言した。しかし、児童発達支援事業の枠組みを維持したままサービスを提供し続けることは、児童発達支援事業の中でも子ども同士の育ち合いは見られるもの子どもの集団から分離したままであり、排除しないとする人権保障の観点からは遠ざかるものであると考えた。そのため、まずはアウトリーチ型の支援、つまり、保育所等訪問支援を強化し、最終的には、児童発達支援事業の制度の枠組みを変える必要があるが、保育を行う子どもの特徴に合わせ、児童発達支援事業では小集団の保育を、保育所での保育は大集団での保育を実践するとし、インクルーシブな保育へ接近するために、すべての子どもを受け入れるとする提案を行った。

終章 本論文のまとめと今後の課題（研究の限界）

日本において真のインクルーシブ保育の実現には、分離を原則とした障害がある子どもへの教育や福祉的な支援の大規模な変更が必要になる。しかし、一番の障壁は、制度の枠組み

というより、障害がある子どもに対する差別意識であるとも言える。反差別、反分離を掲げても、子どもの側に立ち子どもの気持ちを第一に考える気持ちにならなければインクルーシブにはなりえないのではないだろうか。また、反差別、反分離を掲げ、インクルーシブに取り組んだイタリアにおいても、インクルーシブな教育や保育が成熟するまでかなりの年月が費やされている。日本において、特別支援教育が2007年に開始されてから10年が経過した。インクルーシブとはうたってはいるが、子どもの一般的な集団から分離した状態での子どもの個々のニーズに合わせた教育に留まっている。今後、障害がある子どもの教育や支援も、子どもの人権を尊重し、インクルーシブな教育、保育として成熟する上では、インクルーシブ先進国のイタリアの取り組みを参考に、発展することが必要であると言える。

次に、本論文の課題として以下の3点を示す。

1点目は、本論文では、養育者と一緒に通園する児童発達支援事業を対象として研究をしたため、結果が限定的であったと考える。児童発達支援事業の中には、子どもを単独で受け入れている事業所も多いため、特に、養育者に対する子育て支援のあり方については、改めて検討する必要がある。

2点目は、子どもの困り感の原因や子育ての困難さの原因は、子どもの感覚の違いだけではない。本論文では、子どもの感覚の違いに焦点を当てて論じてきたため、他の原因については、改めて研究する必要がある。

3点目は、保育所での保育において「作業療法士の視点を取り入れた保育」を実践できる可能性は示したが、児童発達支援事業で作業療法士と協働した経験のある保育士が、実際に、どのように応用しているのかがサーチできていない。研究に協力してくれた保育士の中には、現在、保育所でクラス担任をしている保育士も数名いる。改めて調査を行い、どのように応用しているのか明らかにしていきたい。

最後に、2018年4月から実施される新しい保育所保育指針では、保育士並びに保育所の機能として、支援が必要な子ども及び親への支援が明文化されている。今後、保育士として様々な子ども、様々な養育者、様々な家庭に対応できるためには、ソーシャルワーク能力も必要となってくる。日本保育ソーシャルワーク学会では、2016年度より保育ソーシャルワーカーの養成を開始している。その前提として、保育士は、幅広い視点で子どもを理解できる必要がある。保育士の視点に作業療法士の視点を加味できれば、多様な育ちを示す子どもを理解できると考えられる。ひいては、支援の幅が広がり、子どもと家庭に最善の幸福を与えることができるのではないだろうか。作業療法士も、自らの考えや視点を理解してもらるように自助努力を怠らないことが必要である。

審査結果の要旨

(論文の主題)

本論文は、児童福祉法に規定された、障害のある子どもに対する地域における身近な支援としての児童発達支援事業について、保育士と作業療法士の協働の実践を対象とし、インクルージョンの視点から、その現状と問題点を解明し、インクルーシブな保育に向かう今後の展望と課題を考察することを目的としたものである。

本論文において設定された課題は、次の5つである。

- ① 母子利用型の児童発達支援事業に対し、養育者（主に母親）が期待するもの、担うべき役割と考えているものを明らかにする。
- ② 児童発達支援事業での支援において作業療法士が介入することで、子どもの育ちや子育ての支援に貢献できているのかを明らかにする。
- ③ 児童発達支援事業において主たる支援者として位置付けられている保育士が、作業療法士が子どもの育ちの支援として行う遊びに対し、どのように認識しているのかを明らかにし、さらに、作業療法士が協働する可能性、その意義を明らかにする。
- ④ 児童発達支援事業において作業療法士が発案した集団での遊びが、子どもの育ちや子育ての支援に役立つのかを明らかにする。あわせて、この活動に対し協働した保育士の認識の変化を明らかにする。
- ⑤ 児童発達支援事業での保育士と作業療法士の実践をインクルーシブの視点から再考し、インクルーシブな保育へ接近するために必要な対応、児童発達支援事業を活用した支援のシステムについて提言する。

(論文の概要)

本論文は、全6章、序章及び終章から構成されている。

序章「本論文の課題と問題意識 構成と概要」では、その問題意識として、2012年4月の制度改正以前の児童デイサービスと呼ばれていた時代から、作業療法士として障害のある子どもの支援に関わるなかで、子どもが子ども集団のなかで育っていくことの大切さや保育士と協働しながら子どもの育ちを促していくことの必要性を実感してきたことを挙げている。そして、関連する先行研究をレビューするなかで、児童発達支援事業における保育士と作業療法士の協働のありようについて実践的レベルで詳細に検討していくことが不可欠であり、また、それをインクルージョンという視点から構造的にとらえ直していくことの必要性を提起している。

第1章「児童発達支援事業における支援の現状」では、まず、障害のある子どもに対する支援の考え方の変遷について概観している。そして、療育の視点について、「医学モデル」から「生活モデル」への変化及びインクルージョンの考え方への対応の過程を整理している。次いで、児童発達支援事業に至るまでの通所型療育施設の変遷について整理している。通所型療育施設は、一貫して地域のなかで子どもの育ちを支援する役割を担ってきているが、児童発達支援事業に至るまで、インクルージョンへの着眼は見られるものの、基本的には障害のある子どもを分離するかたちで支援が行われてきたことを指摘している。

第2章「児童発達支援事業における支援への期待」では、アンケート調査を通して、児童発達支援事業を利用する養育者が同事業での支援に対し何を期待しているのか、担ってほしい役割は何かについて明らかにしている。また、インタビュー調査を通して、児童発達支援事業に関わる保育士の思いや考えを確認している。前者については、子ども個人の成長とともに子ども同士の育ちあいが見られることや、養育者にとって安心して子育てができる場の提供となっていることを論証している。また、後者については、児童発達支援事業を、療育または障害児保育という枠を超えて、広く子どもの育ちや子育ての支援と繋がるものとして理解し位置付けていることを明示している。

第3章「児童発達支援事業における作業療法士の貢献」では、児童発達支援事業において保育士と協働する作業療法士の視点や基本的考え方、作業療法士が用いる理論の1つである感覚統合療法について整理している。そして、感覚の違いがある自閉スペクトラム症の子どもを持つ養育者へのインタビュー調査を通して、児童発達支援事業における支援に対し作業療法士が実際に貢献できているのか、どのような役割を担っているのかを明らかにしている。そのなかで、作業療法士は感覚の違いがある子どもの代弁者として、子どもの興味を示す感覚を考慮した遊びに取り組むことで子どもの発達支援の一助をなし得ることや、養育者が余裕を持って子育てできる「ゆるさのある」支援スタイルを提起することで、子育て支援の一翼を担うことができていることを立証している。

第4章「児童発達支援事業で作業療法士が行う遊びを用いた支援に対する保育士の認識」では、児童発達支援事業において、保育士が作業療法士の行う遊びを用いた活動をどのように見ているのかについて分析している。具体的には、作業療法士が感覚統合療法の視点を取り入れた遊びを示しながら、その遊びに対し保育士がいかなる認識を持っているのかについて検証するとともに、その結果をもとに、作業療法士が協働する可能性や意義について考察している。あわせて、児童発達支援事業における作業療法士の視点を取り入れた室内遊具を使った遊びや部屋の環境を利用した遊びについて紹介している。ここでは、集団づくりや社会性などを重視する保育士の視点との違いを理解したうえで協働を進めていく必要がある

ことや、感覚の違いのある子どもの支援を考えるうえで、感覚統合の考え方が背景の異なる職種間の共通言語として用いられることが有意であることを論じている。

第5章「児童発達支援事業での作業療法士の視点を取り入れた保育としての展開」では、作業療法士が子ども集団を想定して発案した遊び（水遊び）が、子どもの育ちや子育ての支援にいかなる効果をもたらしているかについて論証している。また、保育のなかで使わないような素材を用い、なじみがない設定で行う遊びに対し、保育士がどのように受け止め保育活動に活かそうとするのかについて、そのプロセスを明らかにしている。前者については、子どもにとって集団のなかで楽しく遊ぶ経験が子どもの自己有能感や自信の獲得につながっていること、また、養育者にとっても、子どもの遊ぶ姿の変化から子どもの成長・発達を感じ取ることができていることを立証している。後者については、驚きや疑問の感情とともに、感覚統合の考えを取り入れた遊びが保育所等保育施設の実践においても応用できる可能性があることを受け止めていることを明らかにしている。

第6章「児童発達支援事業における実践からの提言」では、児童発達支援事業のなかで培ってきた作業療法の視点を取り入れた活動が、実際に集団保育の場としての保育施設において応用できるのかについて実践的に考察している。そして、児童発達支援事業における保育士と作業療法士の協働をモデルとして、今後、保育施設においてインクルーシブな保育を展開していくための課題と展望について検討し、それに向けた提言を行っている。ここでは、児童発達支援事業において作業療法士と協働した経験のある保育士による保育実践（運動遊び「ひっぱる」）が、子どもの感覚を意識した活動として作業療法の視点と重なる部分が少なくないことを論証している。しかしながら、インクルージョンの視点から見れば、分離を前提とした現行の施設や事業では限界があるため、「多様性」「反分離」を基本とする地域におけるすべての子どものための保育システム構築の必要性と方策（当面は、作業療法士によるアウトリーチ型の保育所等訪問支援の推進）を提言している。

終章「本論文のまとめと今後の課題（研究の限界）」では、序章で提示した5つの課題についての考察結果をまとめるとともに、本論文の限界と今後の課題について示している。

（論文の評価）

本論文は、周りに気づいてもらいにくい感覚の違いという特徴がある子どもの支援者になるべく、児童発達支援事業における遊びを通じた支援に着目し、その内容から保育士と協働する作業療法士の関わる意義と役割を明確にし、インクルージョンの視点から、その可能性と限界性、課題と展望について理論的かつ実践的に考察することを目的としたものである。

これまでの児童発達支援事業に関する研究において、保育士と作業療法士の協働の必要性

や重要性を唱えるものは見られたものの、それを実践的レベルにまで立ち入って詳細に検討したものはまったく存在しておらず、本論文は、いわば、保育と作業療法のクロスオーバーと呼べる領域に果敢に挑戦したものとなっている。そして、児童発達支援事業における保育士と作業療法士の協働のありようについて、それぞれの背景や専門性の違いを踏まえながらも、「作業療法の視点を取り入れた保育」または「保育の視点を取り入れた作業療法」の内容・方法を生き生きと描き出すことに成功している。さらに、この点こそが本論文の独創性といえるものであるが、社会福祉学・障害学等で提唱されているインクルージョンの理念と実践に多くを学びながら、子どもの育ちや子育ての支援における児童発達支援事業の可能性と限界性、今後のあり方について批判的に検討していることはきわめて高く評価される。また、筆者の専門である作業療法学の視点から、感覚の違いがある子どもに対する支援について、事例やデータに基づきながら具体的に提起していることは、保育学に新たな知見をもたらすものであるが、そのことは同時に、筆者ならではの新たな作業療法学の創成を予期させるものともなっている。

本研究の対象が、養育者と一緒に通園する児童発達支援事業に限られていたことや感覚の違いのある子どもの支援に特化されていたこと、また、保育施設における作業療法の視点を取り入れた保育実践のあり方についてさらなる検証が必要であることなど、一定の制約も見られるものの、それらの課題については、今後の研究の進展に期待したい。

以上により、本研究科博士後期課程を修了し、博士（社会福祉学）の学位を取得するに十分な水準に達していると認められる。

学位論文審査委員

主査	熊本学園大学教授	伊藤	良高
副査	熊本学園大学教授	堀	正嗣
副査	熊本学園大学教授	豊田	謙二
副査	神戸大学准教授	北野	幸子

氏名（本籍）	岡本 洋子（熊本県）
学位の種類	博士（社会福祉学）
学位記番号	博（甲）社会福祉 第23号
学位授与の日付	平成30年3月22日
学位授与の要件	学位規則第19条第1項該当
学位論文題目	自死遺族に対する二次被害の実態と取り組み
論文審査委員	（主査） 熊本学園大学教授 下地 明友 （副査） 熊本学園大学教授 花田 昌宣 （副査） 熊本学園大学教授 豊田 謙二 （副査） 上智大学教授 岡 知史

内容の要旨

本稿では、自死遺族の二次被害とは何か、その実態について遺族の方々への聞き取り調査、また関連する研究論文、さらに国への要望書やフォーラム、訴訟のケースなど関連する分野での動向から多角的に捉えようとした。

これらによって、二次被害による精神的、身体的苦痛や生活的、経済的、社会的な面での損失などを受けたという様々な問題が多様な場面で起こっていることが少しずつ明らかになってくると共に、その背後にあるわが国の歴史的文化的な社会の構造も浮かび上がってきた。一方で、問題への取り組みも始まっていることから、問題の所在と取り組みの実際、また今後に向けての課題などについても考察した。

なお、自死とは、自殺に替えて用いられる言葉であり、この「自死」への言葉の置換こそ遺族の二次被害の訴えにより、近年その使用が広がり社会の認知も進んできているところである。本稿では、自殺に替え、自死の言葉を用いる。

わが国において近年、自死について特に注目を浴びたのは、1998年に一気に年間自殺死亡者数が3万人を超えたことにある。それから14年もの間、3万人台という高止まりの状態が続いた。この事態に国は、2006年に自殺対策基本法を制定し、翌年2007年には、自殺総合対策大綱を成立させ、自殺対策が国レベルで展開されることとなった。それから6年後の2012年には自殺者数は3万人を下回り、それ以降毎年減少の傾向にある。それは、国策による自殺予防対策の影響と考えられる。

しかし一方で、自死遺族である残された家族はどのような状態に置かれているのか、その現状は明確ではない。推定すると、自殺者数の類計は年間3万人となった1998年から3万人以下となった2012年までで約60万人に上ることから、1世帯当たりの人員が2.38人(平成27年国勢調査：総務省統計局)から推計すると、約143万人の家族が自死(自殺)によって遺族となったことになる。

自死で1人が亡くなったことにより、家族を含め周囲の約10人に重大な影響を受けるといふ試算がある。その影響とは、喪失からくる悲嘆や虚無感や救えなかったという自責の念などの精神的心理的影響、そこから生じてくる不眠や食欲の減退などの身体的影響、さらに一家の大黒柱を失くした場合は、家計に及ぼす経済問題は、現在の生活苦のみならず将来の遺族の生活にも不安や欠乏の影を落とすことになる。

自死遺族に対する二次被害は、これらの悲嘆や困難に加えさらに遺族を苦しめている。それは、自死ゆえに社会から受ける差別や偏見、そこから生じてくる数々の問題、課題である。自殺対策基本法第7条には、名誉及び生活の平穩への配慮として「自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない」とある。しかし、この法の制定から10年が立った今もさまざまな差別や偏見によって、平穩な生活ができない遺族がいることは、当事者である自死遺族の人々の国への要望書やさまざまな活動による訴えからも示されてきている。

本稿では、これらの自死遺族に対する二次被害というものの実態について、当事者である自死遺族から聞き取ることにより、自死ゆえ、親族や周囲から偏見を持って見られたり、心ない言葉に傷ついたり、家庭生活や社会生活が変化し、前のような暮らしができなくなったなどのさまざまな困難が遺族を苦しめていることが分かった。また、検死での取り調べで受けた自死者や遺族に対する尊厳が損なわれるような体験や亡夫の元職場への労働災害の訴えが認められないなどのこれまでの人生が報われなかったことに対する無念さに加え、家族を救えなかったことへの自責の念に苛ませるなどの二重、三重の苦しみが自死遺族を追いこんでいる実態が見えてきた。

さらに、自死によって「事故物件」となった賃貸建物に対して、不動産管理者やオーナーから家族に請求される多額の損害賠償金の問題などが起こっているため、訴訟問題となった判決のケースなどから、いかに遺族が社会からの偏見と差別的扱いを受けているのかが分かってきた。

そこで、本稿前半では、なぜこのような二次わが国の被害が起こるのか。またその背景に

あるものは何かをわが国の文化的、歴史的、宗教的な側面から、自死はどのように日本人に受け取られてきたのかを考えてみた。そこから、時代によって自死のとらえ方は違っており、現在の自死に対する偏見や差別には古代の死に対する不浄の考えから、穢れ思想が、また自死遺族には、特に明治時代の「家」の制度が、自死者に対しての責任を負わせる気風を作ったのではないかと考えられた。

そして、二次被害については、少しずつではあるがいろいろな分野で取り組みも始まっていることも自死遺族の団体やそれぞれの分野でこの問題に向き合っている専門家たちの意見や考えを聞くことにより、問題の所在やこれからの取り組むべき課題も見えてきた。

国の自殺対策では、自殺対策基本法や自殺総合対策の改正にあたり、当事者である自死遺族の参加や意見の聴取と提案の反映など彼らの声に耳を傾けることの大切さが強調され始めた。それは、彼らが何を要求し、訴えているのかを知ることであり、そのためにも自死者と自死遺族の尊厳を重視し耳を傾けることが求められている。

国が進める自殺対策がどのような政策として方向づけられていくのかを最近の自殺対策基本法や自殺総合対策大綱の見直しなどから展望してみた。それは、単に自死遺族の二次被害対策にとどまらず、今この国の抱えている問題の解決に向き合うことにも通ずるところがあった。

それは、誰をも排除しない社会、共生の社会であり、個々の人生に尊厳を与える社会である。自死遺族に寄り添うという支援、向き合うという支援は、共に生きるということ、当事者である自死遺族の声に耳を傾けることを第一に掲げていくことの動きである。

その動きの一つが、「自殺」という言葉を「自死」の言葉に替えてほしいという要望である。「自殺」から連想される「身勝手な死」「弱い人のすること」などは、自死者だけでなく自死遺族にも偏見や差別を与えると主張する。そのほか、自死遺族への二次被害は多岐にわたっている。その実態を調べることで、現状はどうかを知り、そこから問題の要因とその背景には何があるのかを明らかにすることは、これからこの問題を改善していくためには今後どのような政策や活動が展開されるのかを考察していこうというのが本稿の趣旨である。

1. 本稿の構成と各章の概略

1) 1章では、「自殺」という言葉から「自死」への言葉の置換とその理由を述べ、また「自死」とは何かを「自殺」の定義や類型をしている研究者の概説から示した。そこでは、未遂や心中など周辺に関連事項についても説明を加え、「自死」についてより広範に捉えることとした。

また、本稿の主軸となる「自死遺族」については、その実態が国の調査では実施されてい

ないことから、民間の調査をもとに概略を把握した。特に、二次被害に関連する遺族が苦痛や困難を感じたことの項目に注目した。そこには、自死があったことについて、「周囲から気になる言動があった」や「警察の現場検証等の対応」に不満などがあり、さらに自殺予防の対策にも出てくる「自殺のサイン」に気づけなかったのかという言葉に、なぜその時気づけなかったのかと自責の念にほとんどの遺族が苦しんでいる実態が分かった。そのほか、自死遺族にとっては、さまざまな周囲の言動や対応、また自殺対策の政策にも心が傷つき苦痛を感じていることに二次被害が心理社会的分野など多岐にまた複雑に絡み合っている一端が示された。

2) 2章では、自死遺族の二次被害の現状を把握しようと、遺族の方々への聞き取り調査の実施を行い、その内容について説明した。

まず、「調査の目的・意義」では、直接遺族の方々から聞き取ることで、より現実的な実態がつかめることを述べた。次に「調査の方法」では、聞き取り調査の対象者についてその選択には、全国各地からフォーラムに参加された方々から今回の調査に協力いただく方をお願いした。聞き取りに際しては、協力者にインフォームド・コンセントにより調査の目的やその方法、秘密保持等を説明し、十分理解された上で同意書を交わし実施した。

調査協力者は5名で、その聞き取りのデータには、「倫理的配慮」を行い、データ分析には、聞き取り調査の対象者ごとに属性を表示し、グラウンテッド・セオリーを参考に二次被害に関連する言葉や表現などをコンセプトとして抽出していった。次にそれらをサブタイトルとして段落を構成させ、二次被害の概念を構築していった。そのまとめたものを調査協力者にチェックしていただき、「調査内容」として記載した。また、その他の参考文献についても記述した。

次に、調査内容では二次被害の実態を項目としてまとめ、労働環境における「肩たたき」の現状や自死が「労働災害」として認められることの困難な現状や背景を説明した。

また、賃貸建物について、自死が起きたことによる「事故物件」についての遺族への損害賠償問題については、訴訟問題になったケースをあげて、その後どのように判決がなされたのかをたどった。この問題については、自死遺族に対する二次被害に理解と協力を示す弁護士や司法書士などの専門家チームによる解決への道も示されており、今後の訴訟問題への糸口と考えられる。

3) 3章では、自死遺族の要望や訴えが、どのような分野に渡っているのか、自死遺族の団体が要望書として国に提出した事項内容やそれぞれの団体のホームページやその代表者が執

筆した書籍に載せられた訴えなどを類型化し、どのようなことで困ったのか、苦痛と感じたのか、生活の不便や課題、改善して欲しいことなどを取り上げた。それらは、生活に関することや精神的に苦しんでいることなど、彼らが家族を亡くしてから今日までさまざまな問題、課題を抱えての暮らしであったこと、それが今日も続いていることを示している。

4) 4章では、自死遺族への二次被害はなぜ起こるのかについて、その要因を歴史的、宗教的、社会構造的な面から分析していった。それには、ヨーロッパにおける自死に対する宗教的、社会的背景、また自死を犯罪として処罰していたことの実情から、明治時代以降、西洋の思想が入ってきたわが国の自死への考えの変遷が見えた。

また、宗教的な面から、わが国の死生観から、考察した。仏教の伝来はむしろ死に対しておおらかで、むしろ受容的である。一方、「穢れ」という思想には、古代における死に対しての不浄というとらえ方が、関係していると思われる。

さらに、明治時代に制度化された「家」制度により、自死者を出した家族に対しての責任や制裁といった考えが、強調された観がある。またそのことはこれらの家族を地域社会から、孤立させていくことにもつながっていくとみられる。

5) 5章では、二次被害への取り組みと展望を考えた。

まず、当事者としての自死遺族の取り組みでは、周りから発せられる偏見や差別を乗り越え、また自分自身でも受け入れ難い自死の事実や納得のいかない自死への考えなど複雑な気持ちを抱えながらも立ち上がることができたことのきっかけとなったのは、自助グループによる活動であった。そこでは心おきなく話せるという環境があることまた、二次被害の問題や日常生活における様々な課題が自死遺族だからこそ話し合い、情報の交換ができるとの利点を考えた。それは仲間の「つどい」の集まりやグループの「やさしさ」、「さりげないいたわり」という支えであった。

そこには当事者団体といわれる自助グループがどのように起こされ、活動を進めてきたのかをこれまでの経緯や変遷から辿ってみた。そして、それらの団体やグループによる「分かち合いの会」や「つどい」に見られる活動や要望書の提出など当事者の方たちの近年の動きに注目した。

一方で、当事者である自死遺族や団体側と支援者側との関わり合いについて、当事者は何を望んでいるのか、そこには、近づきすぎない距離の関係としての共感的連帯の構築の模索が必要との見解が示された。

以上の自死遺族のおかれている実態や二次被害の問題、遺族への支援という関わりの在り

方など、それは、私たち社会が自死や自死者、自死遺族にどう向き合っていくのかが根本の課題としてあるということが見えてきた。

次に、国の政策と社会の自死遺族との向き合い方について、自死について労災認定はどのように行われるのか。特に、認定に関わる「心理的負荷評価表」が近年の過労自殺や肩たたき（現在では、パワハラといわれる）など精神的負担から生じるところの障害について、「職場における心理的負荷表に係る具体的出来事の追加又は修正」また、自殺について、新たな認定基準が定められたことにより、より速やかな認定の対応が可能となったことやその背景を説明した。

また、自殺対策基本法の下で展開されてきた、自殺予防キャンペーンについてそこに掲げられたキャッチコピーが、自死遺族にとっては二次被害の一つになっていること。その理由として、「予防」できなかったことへの自責の念をさらに増幅させてしまうと説明を述べた。また、自死遺族団体の活動に自殺予防活動という項目が掲げられることに対して、自死遺族をポストヴェンション（事後対応支援）として利用しないでの声が上がっていることを上げた。これらのことから、見えてくるのは、自死や自死者、そして自死遺族は、「弱くてもろい」存在として捉えられていることやそのことでの支援の対象になっている現状とその弊害を上げた。

その反省として、これまでの社会や国の自死に対する自殺対策の流れではなかったのか。そこに、自死者や自死遺族に対しての尊厳、彼らが生きてきた人生やこれからの人生に対する尊重は払われてきたのだろうかということである。今後の自死遺族側と国や行政側との協議や協力の在り方が問われている。

一方、自死遺族側は、自死やそこから生じる二次被害について社会の理解の不足、そして偏見や差別を自分たちで、訴えて行動していこうと「二次被害者保護法」（仮称）の成立に向けて署名運動を繰り広げている。この法律の制定に向けては、自殺者の遺族等の名誉と生活を守るという自殺対策基本法第7条が根底に置かれている。

この自殺者の遺族等の名誉と生活を守るという自殺対策基本法第7条に関連しては、自死遺族支援のNPO法人グリーンケア・サポートプラザを設立した平山正実は、賛同者と共に発表した「自死者の名誉回復宣言」がある。そこには、もうこの世にはいない人だが必死に生きて生きようとしていたこと存在を認め、その人生を尊重して欲しいとの思いが込められている。そこには、自死者が世間でいう弱い人や身勝手な人ではなく、誠実に人生を歩もうとしていた人であり、苦悩した人たちであったことを伝えている。

さらに、賃貸建物で起きた自死で「事故物件」となったことによる不動産管理者やオーナーらによる自死遺族への多額な損害賠償請求については、その理由とされる「心理的瑕疵の

取り扱いや訴訟問題での判決に際し、この二次被害に理解ある弁護士や司法書士による協力体制もできつつある。その一つが、ADR（裁判外紛争解決手続き）という原告の不動産管理人らと被告の自死遺族との訴訟問題の仲介を行うものである。これにより通常の裁判過程より短期間に費用も少なく済むことになる。

国も動き出している。「自殺総合対策大綱」の見直しに、自死遺族の意見も反映された。それは、自死遺族のプライバシーを考慮した相談体制の充実や不動産における心理的瑕疵の問題等における損害賠償請求に関するガイドラインの策定の検討などである。

海外に目を転じると、欧米では、この賃貸建物における心理的瑕疵の問題は存在しないという。2017年3月にシドニーで行われた「第5回ポストベンション・オーストラリア・カンファレンス」に出席し、この二次問題について発表した全国自死遺族連絡会代表の田中幸子は、欧米の出席者から驚かれたと報告している。また、自死遺族に対するサポーターの存在や自死者に対する態度についても配慮と尊厳が感じられたと言う。

一体何が、この違いを生じさせているのか。今後のこの二次被害問題についての検討が進められることが期待される。

2. 「おわりに」で、本稿では、自死遺族に対する二次被害についてよりその実態を把握し、その背後にある要因を明らかにしようとした。そのため、遺族への聞き取り調査や関係者からの話や資料をもとに多面的に分析を行った。

遺族からの聞き取りからは、家族が自死したことにより周囲からの対応が一変し、かつての付き合いが難しくなったことなどが語られた。また、自死が労働災害として認められなかったことについて遺族は、心理的負荷評価の基準に達しなかったことを上げ、その理由として、遺族が申請するには亡くなった家族の職場の同僚の証言を得ることが必要だったがなかなか語ろうとせず大きな障壁になったという。警察の検死や事情聴取での自死者と遺族への尊厳が損なわれるような対応を受けたことも苦痛であったと訴えていた。

自死が起きた賃貸建物については、「事故物件」として扱われ、自死遺族への多額の損害賠償が請求された事例をあげ、その訴訟問題については、判決で「心理的瑕疵」として請求が認められることがあるということを述べた。「心理的瑕疵」とは、自死が起きたことにより、その物件が社会的に忌避され、またそのことの「告知義務」を貸主に生じることにより、物件の価値が低下し、また借主がいなくなるなどで損害を蒙ることで貸主が損害賠償を遺族である家族に請求することになる経緯を説明した。しかしながら、「心理的瑕疵」に明確な定義や損害賠償の相場がないにもかかわらず、膨大な請求が課されることがあり、家族を亡くして悲嘆と混乱の中にある遺族は言われるままに支払ってしまうことがある。

そのほか、自死に対しての偏見や差別による二次被害は多岐に渡っていることが、聞き取りや訴訟問題の判決、自死遺族団体の要望書などから明らかになってきた。その中には、国が行っている自殺対策の予防キャンペーンや自死遺族支援の集いなどでも起きている。「自殺予防」で語られる「自殺は予防できる」や「自殺のサイン」（前兆）に気づくなどは、大切な家族を自死で亡くした遺族をさらに自責の念へと追い込むことになるからである。

そこから、二次被害の根底にこれまでわが国の社会が抱いてきた自死への偏見や差別が根底にあったことや今もあるという側面、また一方で自死遺族にとって被害となっていると感じてこなかった社会の側面が、二次被害を多岐に複雑にさせてきた構造が分かってきた。また、自殺予防対策が、自殺対策基本法や自殺総合対策大綱の法律制定により、国レベルで開始されたことで自死への認識が高まった反面、自死遺族についてはそれほど関心が向けられなかった現状も見えてきた。

本稿では、自殺予防対策と自死遺族の二次被害への対策は相いれない部分もあるのは事実だが、これら2つが、互いの見えない、届かない部分を補足し合うことで、自死遺族や今、生きづらさを感じ苦悩している人にとっても問題解決への道やヒントを示すことにならないかと考えた。

その一つが、自死が起きた賃貸建物が「事故物件」となり、それが「心理的瑕疵」として多額の損害賠償金が遺族に請求された場合の訴訟問題に専門家チームによる解決への支援が始まっていることである。裁判外紛争解決手続き（ADR）の導入は、自死遺族のプライバシーに配慮しながら専門家が解決への仲介役として支援していくもので、期間の短縮や金額の交渉などで自死遺族にとってだけでなく家主等の関係者にとっても新たな解決への選択肢として期待されている。

また、当事者による自助グループ側と支援者側との新たな関係性の模索も考えられる。それは、当事者福祉論といわれる当事者と支援者との対等な関係性である。またそこには、当事者主権という「当事者宣言」に掲げられた人格の尊厳を重要視する考え方を根底とすることが求められている。

近年、認知症の人々、障がい者の方々などマイノリティの人々の掲げる”Nothing about us without us”（私たちが抜きに私たちのことを決めないで）のスローガンが唱えられているが、自死遺族も「私たちの声に耳を傾けて、そして生き方や存在に尊厳を与えてほしい」、「尊厳を持って接してほしい」との訴えを上げている。それは、自死者とその家族である自死遺族の名誉と尊厳に対する要求である。

本稿での聞き取りに応じた自死遺族の一人は、「遺族も声を上げ出した。もっと私たちに耳を傾けてほしい」と訴えていた。自死遺族の悲嘆や苦悩に深く寄り添い、共感的に理解して

いくことが社会に求められている。このように自死遺族の声に耳を傾けることで、自死が「語れない死」や「特別な死」ではないこと、そのことでもっと彼らが声を上げやすくなり、話しやすくなることで社会の誤解も解けていき、偏見や差別による二次被害を減らすことに繋がっていくのではないかと思える。

今回の自死遺族への聞き取りや自死遺族団体の要望書、手記、投稿論文などから二次被害の実態が表面化されるに伴い、彼らの置かれている状況も少しずつ分かってきた。それは、自死者も遺族も同じ社会の中の生活者として生きてきたのでありその生き方は、さまざまであり多面的であって偏見や差別の対象ではなく、お互いの生き方に尊厳を持って接することが今、求められているのである。また、自死遺族の当事者側と支援する側が、同じフィールドに立って、共感的な理解と彼らの声に耳を傾けることにより、少しでも生きやすい社会へと改善される努力が社会全体に求められている。それは自死遺族の抱える問題に理解と協力を提供している専門家が少しずつ増えていることや、また国も自治体も当事者である自死遺族の声を政策に取り入れ始めてきたことから、二次被害に対してもまた、自殺対策についても多角的な視野と多面的な取り組みが今後、さらに求められていくと考えられる。

審査結果の要旨

(論文の主題)

本論文は、岡本氏が長年継続している「自殺」研究の一環としての成果として位置付けられる。研究の過程でこの領域における先行文献やわが国の対策に欠如する視点が浮上する。それが「自死遺族に対する二次被害の実態と取り組み」である。この領域の研究において、まず当事者の声や語りに真摯に耳を傾けることを方法と定め、多様な語りの研究から当事者自身のレジリエンスの姿を浮上させる。多様な当事者の語りから出発すること、そして多声的な語りを活写することによって、問題の所在を明確にする。

研究の前半では、地域研究として人吉地域の自殺予防調査にも関与していたが、この一連の過程において、多様な自死遺族の方々との出会いがあり、この出会いが研究の転回点となる。自死遺族の多声を傾聴し、自死遺族の会や「生と死を考える会」などに参与観察的に関わる。そして自死遺族の「二次被害」というリアルな現実に出会う。この時点で「二次被害」に研究の焦点を絞りこみその実態を明らかにしその取り組みを主題とする。

(論文の概要)

本論文は、全5章から構成される。第1章「自死と自死遺族」、第2章「自死遺族への二

次被害とは何か」、第3章「自死遺族の要望・訴え」、第4章「自死遺族への二次被害はなぜ起こるのか」、第5章「二次被害への取り組みと展望」、そして「おわりに」で構成される。

第1章「自死と自死遺族」では、「自殺」という用語から「自死」へと表現が転化するが、その意義について当事者の語りや思いを通して記述する。まず「自死とは」では、自殺の歴史を記述し、自殺類型を述べ、「追い込まれた末の死」について明記する。自殺から自死という用語への転換について、両概念の差異を論じ、記述は当事者運動と交叉する。社会的に不可視な自死遺族の実態へと視線を向けることの重要性を指摘する。「自殺」という言葉がいかに遺族や自死者の人権や尊厳性を傷つけ悩ましてきたかを明らかにする。実は、自殺という言葉そのものが遺族にとっては「二次被害」の一つであることも明らかとなる。

第2章「自死遺族への二次被害とは何か」では、その希少な先行研究を分析し、自死遺族の実態とその背景を詳述する。研究の「希少」そのものもひとつの特徴であり、その背景は二次被害の実態とも関連すること指摘する。先行研究のほとんどは2009年からである。二次被害という言葉も矛盾をはらむ。「一次」とは、自死遺族の悲嘆や苦悩を意味しているが、それは「被害」という概念とは次元が異なるものであり、通常の意味では理解することができないことを指摘し、一次、二次という形容詞にも注意を促す。元来は、たとえば「殺人事件」の場合に使われていたことを指摘する。遺族の多様な語りから例を挙げれば、自死の現場における警察官と監察医からの事情聴取による容疑者扱いなどをされた場合の苦痛や屈辱の経験を挙げる。

不可視な存在である自死の二次被害の多面性・多様性についての実証研究の必要性をとくに強調する。「聞き取り調査」へと研究はすすむ。全国各地から自死遺族フォーラムへの参加者々から研究の趣旨を理解した5名に詳細な聞き取りを行う。調査は半構造化面接方法をとる。データは逐語録化されグラウンデッド・セオリーをもとにコンセプトを抽出する。サブテーマを段落に構成し、まとめたものは協力者のチェックを受ける。語りの抽出の記述は9ページに及ぶ。リアルな実態が浮上するのはこの章である。たとえば、「ある日突然に警察に呼ばれて」「上司は知っていた」「生活が一変、周囲の対応の変化、いたたまれなさ」「なぜ夫は苦悩を語らなかったのか」「職場での重圧から抜け出せない環境」「自然災害による死と自死による死との違い」「悲しいは慈しみ」「他者からの非難への忍耐と自責の念」「自助グループの結成へ」「支援グループとの意思の違い」「当事者でなければ話せないこと」「不動産物件や自殺キャンペーンに感じる偏見」などの鍵語を抽出する。「自死についての遺族の思いと社会の反応との葛藤に苦しむ二次被害」、「自死者と遺族への尊厳が傷つけられることの内面の葛藤」などを浮き彫りにする。自死と労働災害認定問題をめぐる二次被害を活写する。「事故物件」や「心理的瑕疵」問題は特に詳述し、裁判記録へと調査は及ぶ。たとえばアパートに

おける自死をめぐって遺族が被る「二次被害」の実態を微細に記述する。自死による事故物件における「法外な損害賠償」の例にも及ぶ。

第3章「自死遺族の要望と訴え」では、全国自死遺族連絡会やグリーフケア・サポートプラザの要望書などから遺族の多声を浮上させ、自殺から自死への用語変換の意味を詳述する。以下の如く分類整理する。1)人権や尊厳に関連すること、2)自殺対策施策、3)自死遺族への総合支援、4)生活に関するもの、5)精神科医療体制に関するもの、6)広報、メディアに関するもの、7)相談に関するもの、8)社会教育、予防教育について、9)調査に関するもの。自死遺族のいわゆる二次被害の多面性・多重性の重要性を指摘する。以下の項目を浮上させる。1)自殺という言葉、2)賃貸不動産への損害賠償（「心理的瑕疵」をめぐり）、3)自賠償保険、4)戒名や葬儀、5)警察、6)遺族自身の恥の意識（遺族自身の自死への恥と差別意識）、7)（その他と記述されている）微細で日常的な多様な様相を呈する偏見・差別の実態などを明らかにする。たとえば自死遺族の署名活動時の「自殺だって、嫌だね、気味が悪い」などの囁きの声の例が挙げられる。

「(自死遺族)当事者は語る」では、「自死遺族わかちあいの会・ふきのとう」の語りの細部を記述する。項目として「追い詰められていった息子」「遺族としての苦悩」「遺族自身の偏見と恐れ」「自死遺族会への(矛盾した)思い」、「なぜ自死したのか」「自死遺族の会を立ち上げる(その経緯の道筋)」などを詳述する。

「自死という言葉に置換することは遺族の悲願」ではこの言葉の変換は人権や尊厳にかかわることであることを指摘する。「言葉の置換作用」は、単なる置換ではなく、「イメージの脱色作用」を有することを指摘する。一方では、自殺という言葉の自殺抑制効果を強調する動きや、自死と自殺を使い分ける団体も存在することについても丁寧に論述する。

第4章「自死遺族への二次被害はなぜ起こるのか」では、多様な要因を層的に分類する。第1義的層として「自死という言葉それ自体がもたらしている問題の所在」を挙げる。第2義的層として「家族」を問題の所在とする視点を挙げる。第3義的層として「文化的社会的な自死への捉え方」の問題の所在を記述する。各層が複雑に「ねじれの」に絡み合い影響し合っている複雑性を指摘する。

文化的分析の例として、イギリスの例を挙げる。17・18世紀のイギリスでは自殺は法的には殺人以上の大罪とされ埋葬も禁止されていたことを指摘する。1961年の法律によって自殺は犯罪とみなされることはなくなったが実に4世紀にわたって法的禁止がなされていたことを歴史的視点の重要性とともに指摘する。わが国では『御定書百箇条』で心中禁止令が行われていたことを指摘する。「スーサイド・コミュニケーション」として「話題としてはばかられる」要因の分析は今後に残された重要課題であると論を開く。「わが国の死生観と自死」

では、『往生伝』、『日本書紀』や昔話まで考察を拡げる。「遺族に対する非難と責務」という二次被害では、「家」問題をとりあげる。一家心中や親子心中の事例を通して検討は拡がる。

第5章「二次被害への取り組みと展望」では、「自死遺族と当事者としての歩みと取り組み」を述べる。自死遺族の自助グループへの参与観察である。自助グループの意義や個人に与える種々の効果を記述する。当事者の多様な語りを、項目別に抽出する。与えられる「元氣」、「(一時でも)苦しみを忘れられる時間」、「悲嘆の末に出会った安心の場」、「変わらないけど心の傷との付き合い方が分かってきた」、「苦しみを分け合う意味」、「人生はさまざま、自死遺族の在り様もさまざま」などで、自助グループの意義の在り様の多様性を指摘する。たとえば「分かち合いの会」には参加しないが、賃貸物件に関して「自死遺族等の権利擁護研究会」には参加する例を挙げる。

日本で使用される「自助グループ」という用語とその概念と「セルフヘルプ・グループ(以下SHG)」の概念と歴史の違いを指摘する。論の展開は主に、岡知史氏の論から多くの示唆を受ける。岡氏は、「本人の会」と呼ぶ。それは「もう一つの生き方」という回復への手掛かりとして展開する。日本の自助活動に接する中で、「本人の会」という捉え方に共鳴し、「当事者福祉論」へと傾斜する。従来の「救う」から、「助ける」、「支える」、「学び合う」としてまとめる。セルフヘルプは二つの意味をもつ。相互援助(mutual aid)、そしてセルフの意味の二重性(Iだけではなくweを指す)を指摘する。論は、「当事者主権」、そして2004年の国際アルツハイマー病国際会議で強調された“Nothing about us without us”の意義へと拡がる。

「当事者への支援をめぐる支援の広がり」と課題」では、SHGにおけるスピリチュアルケアの視点に言及する当事者の語りを重要視する。それは「不条理な人生」、「大きな物語(神仏、宇宙大の物語)と私の物語」の構築の問題へと繋がる。「セルフヘルプ・グループと専門職、行政との関わり」では、SHGの重要な意義を論じ、専門職や行政の関与が、逆説的に、SHGの主体性や自己決定性を阻害する危険性を指摘する。

SHGの主体性や自助力という本来の意義を阻害することなく専門職や行政と関わっていく方法を模索することの重要性を指摘し、「自死遺族側から自殺対策側への提案」として述べる。「当事者の会と支援する側の棲み分け—自死遺族はどのような支援を求めているのか」、「共感的連帯」、「『心のケア』と総合支援」として論述を拡げる。

「国の政策と自死遺族との向き合い方の展望」では、政策提案者への自死遺族の声の取り上げ方と協働のあり方へとすすむ。具体的には「自死と労災認定」を取り上げる。自死という犠牲の後に政策の変更と意識変革が起きる点にも言及する。SHGの視点は、「自殺対策に自死遺族支援の視点を」という項目で展開する。自殺対策基本法第7条「自殺者及び自殺未

遂者並びにそれらの者の親族等の名誉および生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない」は国家的支援の指針となっていることを指摘する。「支援」の矛盾と葛藤あるいは弊害についての指摘は「自殺予防キャンペーン」で例示する。自死遺族に対する自死を防止できなかった自責の念を煽る側面を述べ現時点での自死遺族支援に対する違和感を代弁する。「自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族の二次被害者保護法」(仮称)の署名活動の意義について述べる。前述の第7条を根拠にした自死遺族の要望が込められていることを指摘する。「社会的偏見や差別のゆえに、かれらの名誉が傷つけられ、生活の平等が守られず、かれらの心が不当に侵害され、しかもさまざまな社会的不利益を被ることを避けなければならない」という表現の重要性を強調する。以下の項目として具体化する。(1)名誉および生活を守るための事柄、(2)守秘義務に関する事柄、(3)損害賠償に関する事柄、(4)保険金支払いに関する事柄、(5)支援窓口及び手続きに関する事柄、(6)宗教的差別や不利益に関する事柄。さらに「自死者の名誉回復宣言」(自死者の名誉回復宣言検討委員会)は米国の自死遺族であるサバイバーの「自死遺族の人権宣言」と連動することを指摘する。これらを「自殺予防から自死遺族支援の視点を入れた自殺対策へ」の転換としてまとめる。

以上を「自死は社会を映し出す縮図」であるという言葉に集約する。

「おわりに」では、自殺予防対策に対する種々の疑問点を浮上させる。自殺研究の過程で自死をめぐる多面性を認識するにつれて自死遺族に対するいわゆる二次被害という事柄をあらためて強調する。遺族の悲哀と苦悩を阻害する具体的な現実の側面を明示する。労働災害をめぐる心理的負荷評価の基準という壁や警察の検視や事情聴取の場面における苦痛の産出、賃貸建物に関する「事故物件」、「心理的瑕疵」などを詳細に記述することから、二次被害が多岐にわたり複雑化している構造を明らかにする。イギリスのBBC、フランスのルモンド紙は、自死の起きた賃貸建物が心理的瑕疵として事故物件と扱われていることを日本特有な問題であると報じていることをとりあげ、文化的視点や歴史的視点、死生観などの背景を指摘する。

(論文の評価)

岡本氏は自殺研究に長年従事してきたが自殺問題の多面性や複雑性に直面してきた経緯がある。自殺は、多言を要するまでもなく、個人的次元から家族、制度論、政治・経済的次元、国家的次元さらに死生観などの個人から文化に亘る複雑系を呈する。研究の当初、統計的手法を経て、その後、自死遺族の手記に出会い、手記分析に向かっていた。手記に焦点付けたのは当事者の声を聞くためであったが、当事者集団内部において記述される手記は、研究者

という外部の者には遮断されることが多い。岡本氏はほどなくこの手法の限界を感じ、多様な「当事者の声」を聴かんとする明晰な意志は持続していた。

転機が訪れる。自殺（自死）の多様性に直面する過程で、自死遺族の方々と出会う。この出会いが自殺研究の転回点となる。研究方法はきわめて単純なものであった。端的に、当事者たちの声に耳を澄ますという方法であった。当事者の語りを尊重しその多くの声にひたすら耳を傾け続ける。これは現実的には至難の業である。当事者に会いに県外へもたびたび足を運び、耳を傾けるその過程でさらに当事者のセルフヘルプ・グループに出会う。当事者は教師となり、岡本氏は弟子あるいは書記のような存在となる。外部審査委員の、自らも自死遺族の当事者研究を続けている岡氏は、自死遺族は容易に自己の心を語ることをしないものだが、岡本氏の姿勢により、当事者本人たちは声を自由に響かせ語っていると高く評価する。

自死遺族のいわゆる「二次被害」は社会的にはほとんど不可視であり、不可視であるがゆえに、岡本氏の論文はさることながらそのテーマ自体においても評価できる。このテーマはテーマとなることがほとんどなかったのであり、ゆえに先行文献は希少であった。つまり二次被害というものを社会的に認知させるという意味においても評価されうる。

ただし不十分な点がある。岡本氏の論文は自死遺族の二次被害についての詳細な研究や自死をめぐる（歴史的、制度論的）多重性の詳述や語りの分析は高く評価されうるが、当事者としての自死遺族の方々のいわゆるセルフヘルプ・グループとしての活動の意義やその実態についての追求の点においては不十分な点がある。しかしながら自死遺族の方々の声を聞くという過程においては自然にセルフヘルプ・グループに出会い、そのテーマの重要性についての指摘や実態の記述もかなり追求されているという点では評価される。しかしまたそれは、別次元の課題として熟慮することが必要であり、この次元における追求や研究をこの論文に求めるのは、隴を得て蜀を望む、こととなるだろう。

以上のような課題は残るものの、上述のような意義があり、博士（社会福祉学）の学位に相当するものと評価する。

学位論文審査委員

主査 熊本学園大学教授 下地 明友

副査 熊本学園大学教授 花田 昌宣

副査 熊本学園大学教授 豊田 謙二

副査 上智大学教授 岡 知史

博士学位論文

内容の要旨および審査結果の要旨

第 17 号

平成 30 年 6 月 1 日 発行

発行 熊本学園大学

編集 熊本学園大学大学院事務室
〒862-8680

熊本市中央区大江 2 丁目 5 番 1 号

電話番号 096 (364) 5161